

誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち ☆小さなまちにあふれる輝き☆



YOSHITOMI TOWN

吉富まちづくりビジョン

第4次吉富町

総合計画

中期基本計画



福岡県 吉富町
YOSHITOMI-TOWN

ごあいさつ

本町では、平成23年度から12年間のまちづくりの指針として策定をいたしました新たな総合計画「よしとみまちづくりビジョン」に基づき、将来像に掲げた「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち☆小さなまちにあふれる輝き☆」の実現に向け、様々な施策に取り組んでおります。

一方で、本格的な人口減少社会の到来を迎え、社会や経済の情勢は常に変化しており、地方を取り巻く環境も厳しさを増しています。国は「地方創生」を重点政策に掲げ、地方ににぎわいを取り戻すべく力を注いでおり、まさに今が地方の将来にとっての正念場といえる状況です。

こうした情勢を踏まえ、社会情勢の変化に適切に対応し、総合計画に掲げた将来像に着実に近づくため、このたび、平成30年度までの具体的な施策を示した「中期基本計画」を策定しました。

この中期基本計画では、5つの基本目標と3つの重点プロジェクトを掲げ、地方創生の実現に向けた取り組みと合わせて、これまで以上に積極的に各種施策に取り組むこととしております。

町民の皆様とともに力をあわせ、輝きあふれる住み良いまちづくりを進めていく所存でありますので、一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました皆様並びに関係各位に対し心から感謝とお礼を申し上げまして、計画策定にあたってのあいさつといたします。

平成28年3月

吉富町長 今富 壽一郎



目次

第1部 計画策定にあたって	1
第1章 計画策定の趣旨	2
第2章 計画の性格と役割	2
第3章 計画の構成と期間	3
第4章 計画の背景とまちづくりの方向性	4
第1節 吉富町の特徴	4
第2節 社会の潮流	6
第3節 今日の吉富町と今後のまちづくりの方向性について	8
第2部 基本構想	13
第1章 吉富町の将来像	14
第2章 主要指標	14
第3章 基本目標の方針(施策の大綱)	15
第4章 重点プロジェクト	17
第3部 中期基本計画	19
施策体系図	20
基本目標(1)一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり	21
基本目標(2)暮らしの「環境」が輝くまちづくり	36
基本目標(3)人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり	58
基本目標(4)人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり	73
基本目標(5)人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり	87
資料編	99

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

第2章 計画の性格と役割

第3章 計画の構成と期間

第4章 計画の背景とまちづくりの方向性

第1章 計画策定の趣旨

これまで本町では、昭和47年(1972年)策定の第1次総合計画で「明るく、豊かな、住みよい吉富町」、第2次総合計画(昭和62年(1987年)～平成12年(2000年))で「平和な明るい住みよい町」、第3次総合計画(平成13年(2001年)～平成22年(2010年))で「安心とゆたかさとうるおいの実感できるまち」を将来像として掲げ、その実現に向けたまちづくりを積極的に進めてきました。

一方、近年の地方自治体を取り巻く環境は、世界に類をみないスピードで進行する少子高齢化による人口減少社会の到来、諸外国の経済変動が地域社会にも影響を与える経済のグローバル化、地球温暖化に代表される環境問題、景気低迷に伴う財政状況の悪化、地域のことは地域住民が決める地域主権の進展、地域に甚大な被害をもたらす自然災害の多発など様々な変化が生じており、私たちの暮らしに様々な面で大きな影響を与えています。

さらに、行政サービスに対する住民のニーズは多様化・高度化し、今後ますます財政上の制約が高まっていくことが懸念され、従来のように行政がすべてのニーズを一手に引き受け、地域の課題を解決していくことが難しい状況になっています。そこで、地域の様々な資源を活用し、住民と行政が一体となって協働によるまちづくりを進めていくことが必要となります。

このような流れを踏まえ、本町では、平成23年度にその後の12年間を見据え、「吉富まちづくりビジョン」と題した第4次総合計画を策定しました。これにより、住民と行政がお互いの責任と役割を分担し、理想とする町の将来像に向かって、協働によるまちづくりを目指します。

第2章 計画の性格と役割

本計画は次のような特徴を持っています。

(1)まちづくりの最も上位に位置づけられる計画

本計画は、まちづくりを行う上での最上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの目標とその実現に向けた方策を示しています。

また、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年11月施行)に基づく新たな取り組みとしての「吉富町人口ビジョン」及び「吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の上位計画となります。

(2)将来の町の姿がみえるような、まちづくり全般にわたる総合的な計画

本計画は、まちづくり全般にわたる内容となっており、中長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政運営を行うための指針を示しています。また、本計画は将来の吉富町の姿をだれもが想像できるよう、4年ごとに策定する基本計画において施策の方向性及び主な取り組みの考え方等を具体的に示しています。

(3)住民・行政が共有する協働のまちづくりの指針

本計画は、町の将来像を実現するために、住民と行政の双方が役割を分担し、連携・協力しながらまちづくりを進めるための協働の指針として、その考え方や方針を示しています。

第3章 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」と「基本計画」、町の4地域別の「地域計画」から構成されています。

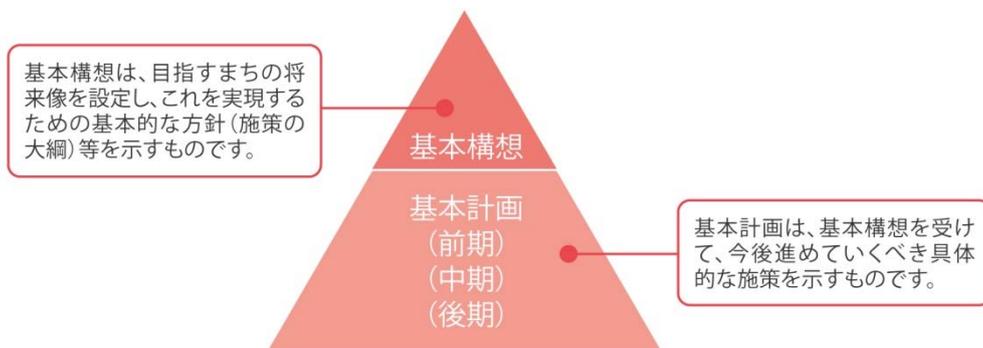
(1)基本構想・基本計画

基本構想は、平成23年度(2011年度)から平成34年度(2022年度)の12年間を計画期間として、吉富町の将来像を設定し、これを実現するための基本的な方針(施策の大綱)等を示すものです。

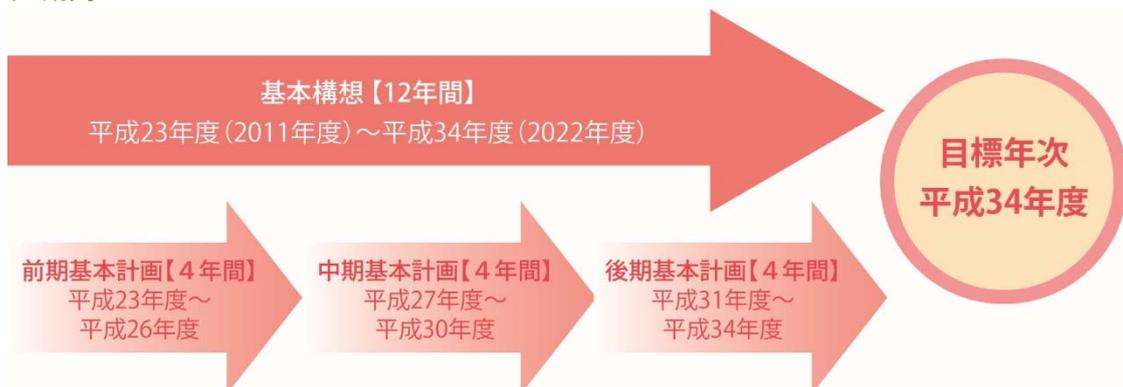
基本計画は、基本構想を受けて、今後進めていくべき具体的な施策を示すものです。

なお、基本計画の計画期間については、変化の激しい社会経済情勢に即応できるよう、4年を1期に、前期・中期・後期の3期構成とします。また、計画の実行性を確保するため、主な施策に成果指標を設定し、計画の進捗管理に努めることにしています。

■ 計画の構成



■ 計画の期間



(2)地域計画

地域計画とは、地域づくりに関心のある住民の方々と行政職員有志が、約半年間、地域づくりについていろいろな視点でアイデアを出し合い、議論して作成した地域別の基本構想です。今後、実際の地域活動につながっていくよう、町としても支援したいという趣旨から、4地域の地域づくりの構想として総合計画の中に位置づけています。

第4章 計画の背景とまちづくりの方向性

第1節 吉富町の特徴

(1)位置・地勢

本町は福岡県の東端、東経131度10分、北緯33度36分に位置し、東は山国川(一級河川)を境にして大分県中津市、西は豊前市、南は上毛町に接しており、北には周防灘が広がっています。

地勢は、南西より北ないし北東に向けて、ゆるやかに傾斜(標高1.5m~18.0m程度)し、東側に天仲寺山、西側に鈴熊山などの小丘陵が点在するほかは概ね平坦な地勢となっています。山国川と佐井川(二級河川)に挟まれた東西1.8km、南北4.0km、面積は5.72平方キロメートルの広さで、北九州から50km圏内に位置する肥よくな土地を有する町です。

気候は日本海型気候区と瀬戸内海型気候区の間中型気候であり、1年を通じて九州で最も雨量が少なく、瀬戸内海型気候区に区分されることが多くあります。年間の平均気温は、16~17℃で冬は暖かく、夏は涼しい気温となっています。

(2)歴史・沿革

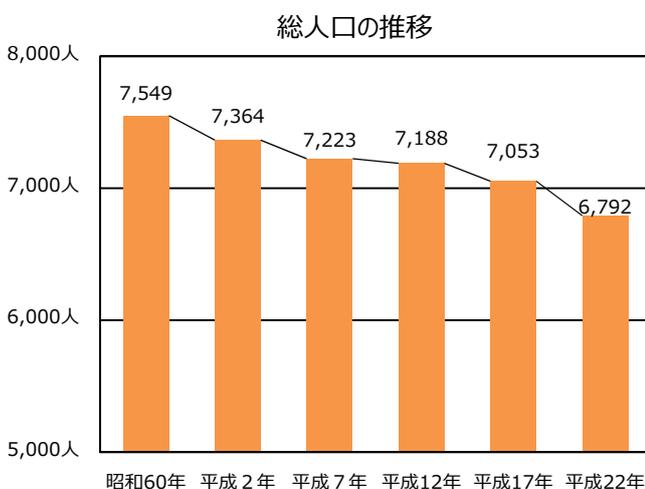
古代、この地域一帯は、豊の国と呼ばれていました。古事記伝には「豊はゆたけく大きな意なり」とあり、豊かな土地が広がっていたことがうかがえます。その後、豊前国と豊後国に分割され、奈良時代の記録によると本町は豊前国上毛郡に属しています。鎌倉時代には上毛郡の東部、佐井川以東が広く「吉富名」と呼ばれ、室町時代では「吉富郷」と呼ばれるようになりました。この吉富郷が現在の「吉富町」の由来となっています。

本町は江戸時代から明治4年まで中津藩にあり、その後の廃藩置県により中津県となりました。しかし、その120日後には小倉県に編入され、明治9年に小倉県が廃止されると福岡県に併合されました。明治21年に市町村制が公布されると、翌22年に東吉富村、高浜村が誕生し、明治29年には高浜村は東吉富村に編入されました。昭和15年の吉富製薬株式会社創立の後、昭和17年5月9日には吉富町として町制が施行され、今日に至っています。

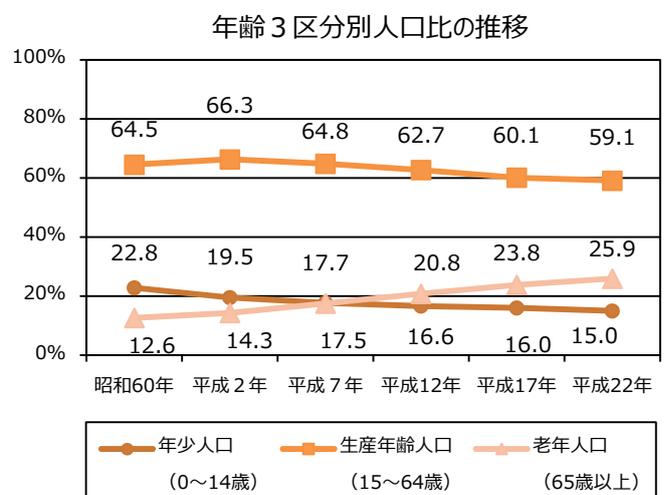
(3)人口・世帯

本町の総人口は、昭和60年以降減少傾向にあり、平成22年には6,792人となっています。

また、年齢3区分別人口比では、平成12年以降、老年人口比(65歳以上)が年少人口比(0歳~14歳)を上回っており、少子高齢化の進行がうかがえます。

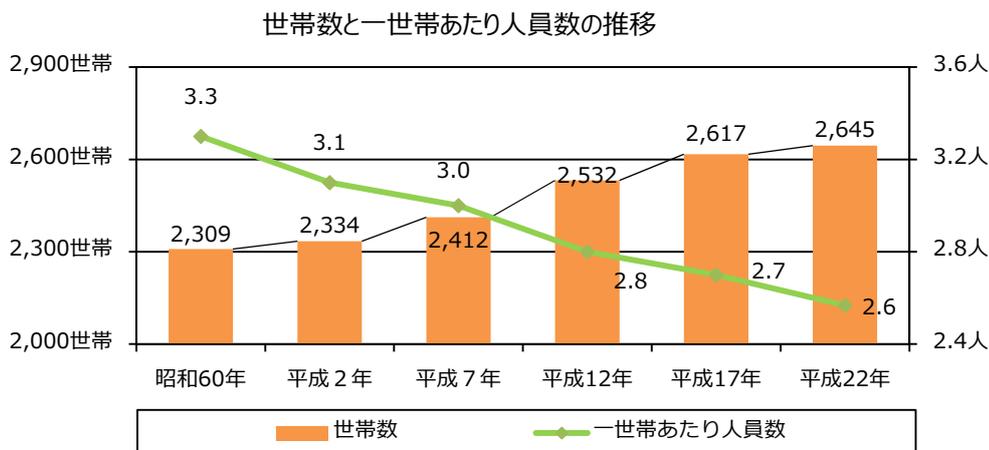


資料：国勢調査



資料：国勢調査

世帯数は、昭和60年の2,309世帯から増加を続けており、平成22年では2,645世帯となっています。一方、一世帯あたり人員数は減少しており、昭和60年の3.3人から平成22年では2.6人と、核家族化等の進行がうかがえます。



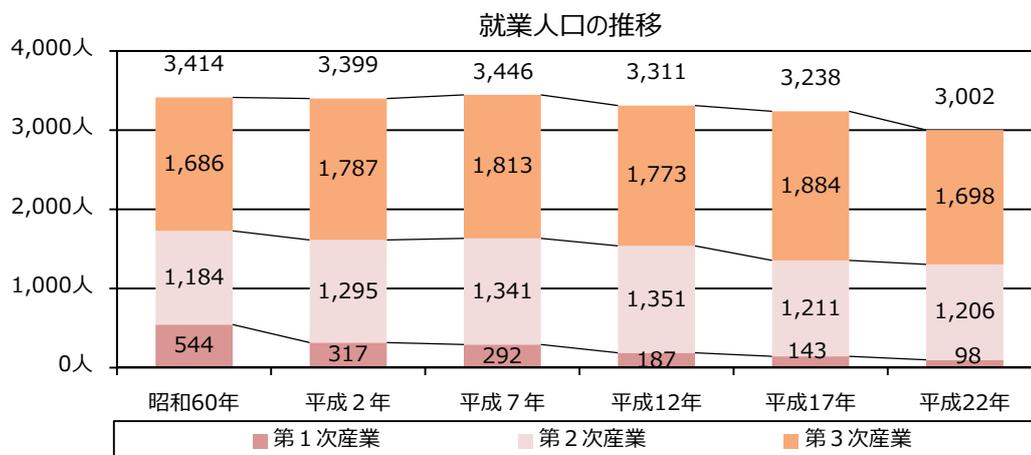
資料：国勢調査

(4)産業構造

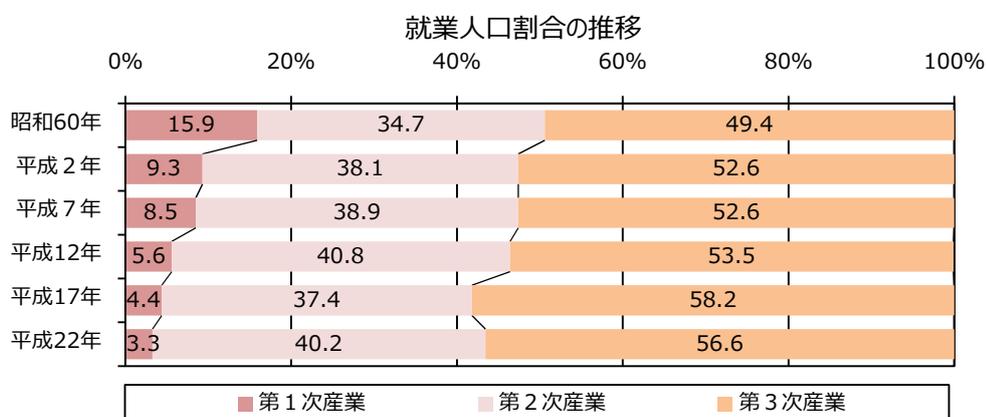
本町の就業人口は、平成7年以降減少傾向にあり、平成22年では3,002人となっています。

産業大分類別にみると、平成22年では、第1次産業が98人(3.3%)、第2次産業が1,206人(40.2%)、第3次産業が1,698人(56.5%)となっています。

昭和60年以降、第2次産業及び第3次産業就業者は増減を繰り返していますが、一貫して第1次産業就業者は減少傾向にあります。



資料：国勢調査



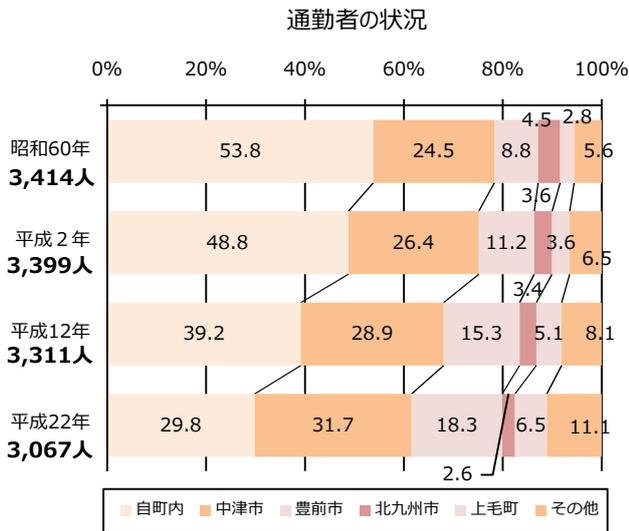
資料：国勢調査

※分類不能の産業については、第3次産業に含める

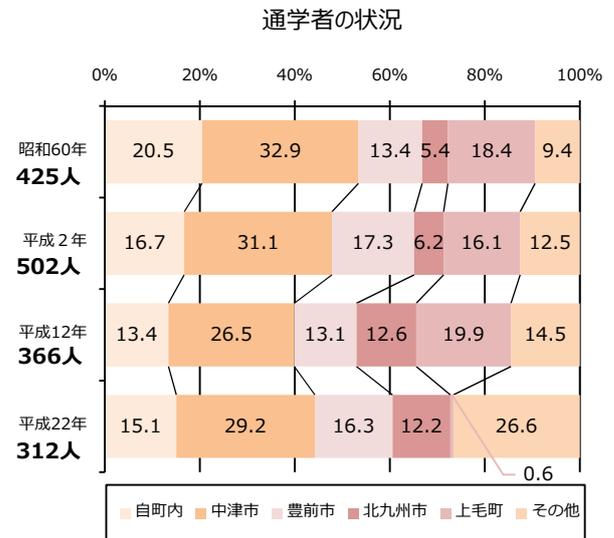
(5)通勤・通学

通勤者の状況については、平成22年において、就業者3,067人のうち、自町内の通勤者は29.8%となっています。町外への通勤では中津市が31.7%、豊前市が18.3%となっており、ともに増加傾向にあります。

また、通学者(15歳以上)の状況については、平成22年において、通学者312人のうち、自町内の通学者は15.1%となっています。町外への通学者では、中津市が29.2%、豊前市が16.3%となっており、平成22年においては平成12年と比べて「その他」の割合が増えています。これは、北九州圏域への通学者の増加が考えられることから、通学先の広域化・分散化は進んでいるものと思われます。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

第2節 社会の潮流

(1)少子高齢化・人口減少社会の到来

わたしたちの国では、少子高齢化が世界に類をみないほど急速に進行しています。日本の総人口は平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに減少に転じ、人口減少が加速しています。国立社会保障・人口問題研究所が平成24年1月に発表した「日本の将来推計人口」によると、今後、日本の人口は長期にわたる減少が続き、平成62年(2050年)には1億人を割り込むと予測されています。

また、今後は労働人口の減少により、生産・消費・納税、社会活動を担う人口が減少する一方、社会保障費や医療費等はますます増大していくことが予測され、人口構造の変化にいかに対応していくかが大きな課題となってきます。一方で、団塊の世代が退職を迎え、経験豊かな人材が地域へ回帰することや、「地方創生」による東京一極集中の是正、若者の田園回帰の意識の高まりなども見込まれるため、団塊の世代や子育て世代が移住できる環境づくり、地域の一員として活躍できる場づくりが必要となります。

こうしたことも踏まえ、今後のまちづくりにおいては、コンパクトで暮らしやすいまちづくりや、高齢者の生きがいづくり、介護予防等の健康づくりによる健康寿命の伸長、少子化対策としての子育て支援、若年層の定住環境づくりが重要です。

(2)地域主権・自立した地域への変革

国や地方自治体の財政状態は厳しい状況が続いています。「平成27年度版地方財政白書(平成25年度決算)」によると、地方公共団体の歳入・歳出はリーマンショックの影響で減少、横ばい傾向にありましたが、国の金融緩和政策等により平成25年度には増加に移行しました。地方税についても、近年、横ばい状況が続いています。

また、平成26年成立の「第4次地方分権一括法」、平成27年成立の「第5次地方分権一括法」などを通して、国と地方の対等なパートナーシップによる地方分権改革が進められ、「個性を活かし自立した地方をつくる」として、地域の特性や資源を活用しながら、個性豊かで魅力あるまちづくりの推進が求められています。

(3)安全・安心への意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、平成24年7月に発生した九州北部豪雨等、各地で頻発する地震や洪水などの自然災害の発生や、食の安全にかかる問題、子どもや高齢者をねらった犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題が多く生じています。そのため、様々な分野において住民が安心して暮らせる生活環境の確保が求められています。

この流れを受けて、子どもや高齢者の見守り活動をはじめ、災害時の救援活動、地域の防災活動等に大きな役割を持つ地域コミュニティの必要性が見直され、それぞれの地域やニーズにあった体制づくりが急務となっています。

(4)ライフスタイルの多様性

人々の意識はものの豊かさから心の豊かさを求めるものへと変化して、社会の成熟化に伴い、自分たちの暮らしや子どものために、都会から自然の豊かな地方へ生活拠点を移す、いわゆるU・I・Jターンが増えています。

また、地域活動・ボランティア活動への関心や、自らの健康への関心も高まってきています。特に、団塊の世代が高齢期を迎えるため、これまでの人生で培ってきた力や経験を活かすことができる環境づくりや子育て世代が移住できる環境づくり、子どもから高齢者までが様々な分野で活躍できるまちづくりが求められています。

(5)地球規模で深刻化する環境問題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という経済活動や生活様式により、地球温暖化が進んでいます。これにより異常気象の増加、食料生産や生物多様性への影響が危惧されるなど、地球規模で様々な環境問題が一層深刻化しています。

そのため、地球温暖化の防止や環境保全への取り組みは世界全体で取り組むべき重要な課題となっており、地域においても低炭素社会・循環型社会を構築することが求められています。これまで以上に、日常生活における行動を住民・事業所・行政のそれぞれが環境に対する役割を認識し、環境の保全と循環を基調とした持続可能なまちづくりを進めていくことが重要な課題となっています。

(6)高度情報化社会の到来

情報化社会の一層の進展により、世界中の多くの人とのコミュニケーションを図ることが可能となり、情報通信技術は生活の中において浸透・定着し、生活に欠かせないものとなりつつあります。

今後は、まちづくりにおいてもこの利便性を有効活用していくことが求められ、行政サービスも大きく変化し、時代に即応した情報ネットワークを構築する必要があります。

その一方で、情報格差への対応、インターネット上での誹謗中傷等の人権侵害問題等への迅速な対応も必要となっています。

第3節 今日の吉富町と今後のまちづくりの方向性について

(1) まちづくりアンケートの結果から

本計画を策定するにあたり、行政施策の各分野における住民の意識の現状把握をするとともに、今後の行政運営に活用するため、アンケート調査を実施しました。

◇実施概要

一般住民調査

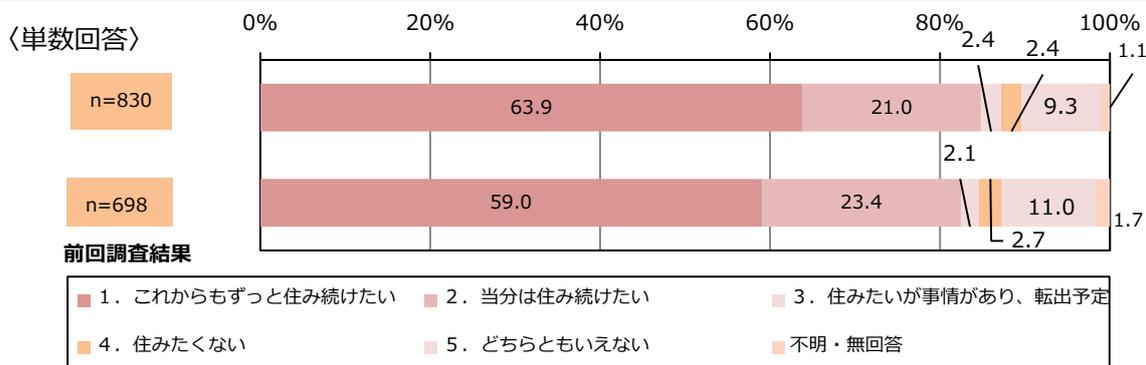
- ・調査対象者 : 平成26年4月1日時点で15歳以上の住民
- ・抽出方法 : 住民基本台帳及び外国人登録者から2,000人を無作為抽出
- ・調査期間 : 平成27年1月～2月
- ・調査方法 : 郵送配布・回収

	配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$	有効数 (C)	有効 回収率 $\frac{(C)}{(A)}$
一般住民	2,000	830	41.5%	830	41.5%

以下、主な質問項目に関する回答の集計結果を紹介します。文中に、「前回」とあるのは、平成22年7月に実施された前回のアンケート調査のことです。

Q 今後も吉富町に住み続けたいと思いますか。

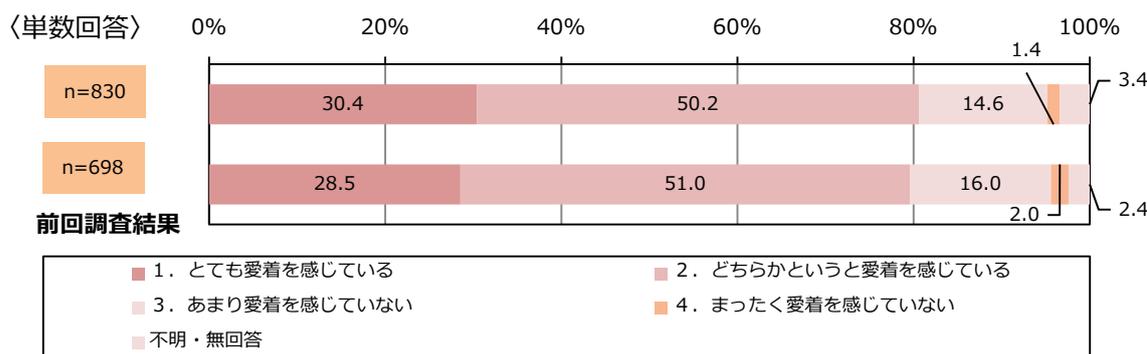
今後の居留意向をみると、「これからもずっと住み続けたい」が63.9%となっており、前回と比較すると4.9ポイント高くなっています。



Q 吉富町に愛着をどの程度感じていますか。

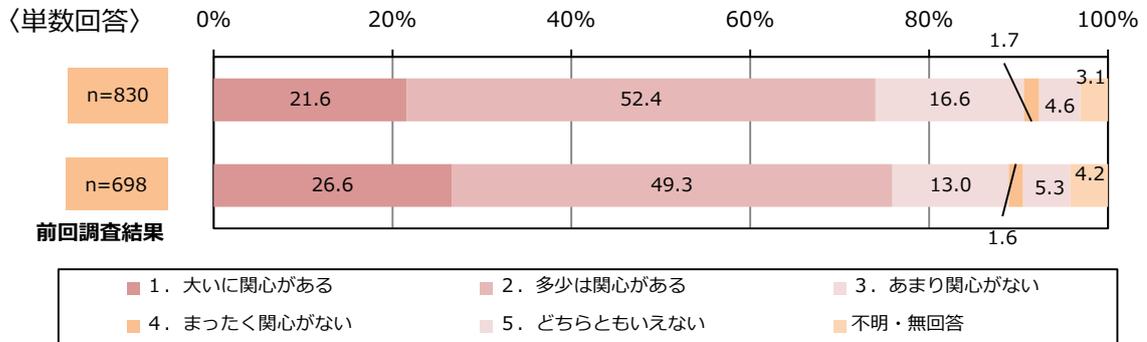
吉富町への愛着の程度をみると、「どちらかというとな愛着を感じている」が50.2%と最も多く、次いで「とても愛着を感じている」が30.4%となっています。

前回と比較すると「とても愛着を感じている」については1.9ポイント高くなり、「どちらかというとな愛着を感じている」については0.8ポイント低くなっています。



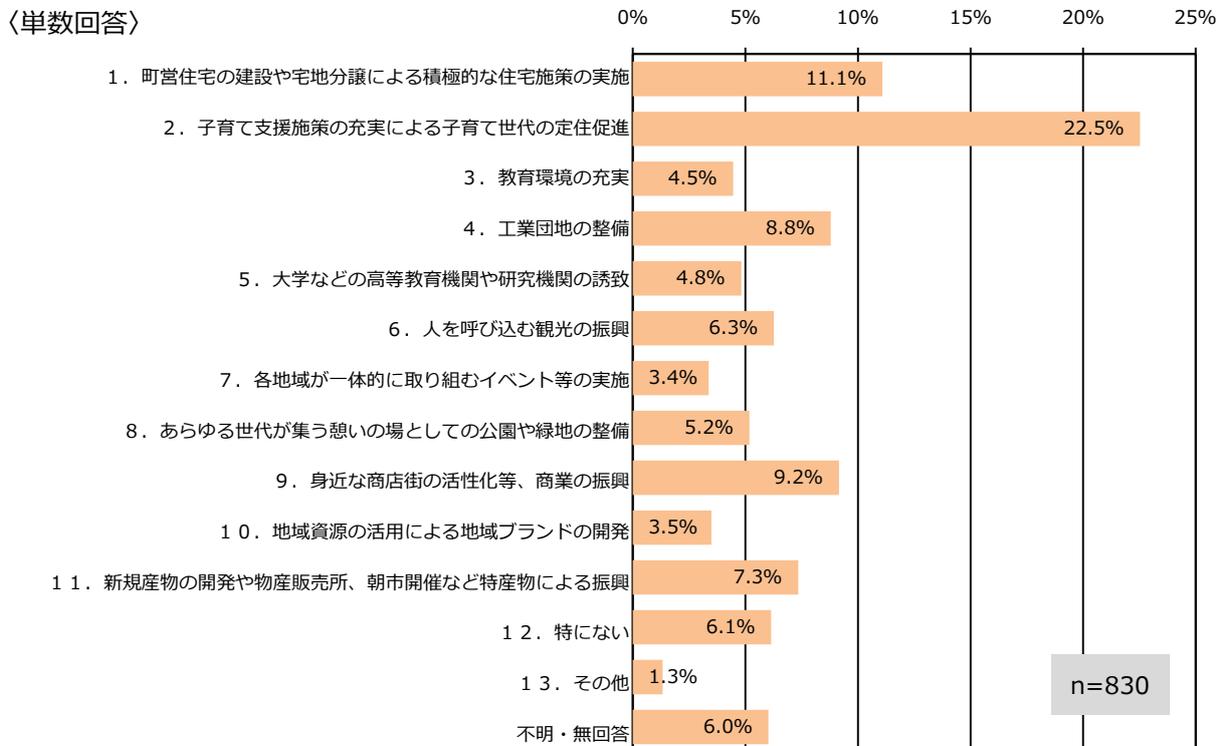
Q 町の計画や取り組みに関心がありますか。

町の計画や取り組みへの関心度をみると、「多少は関心がある」が52.4%と最も多く、次いで「大いに関心がある」が21.6%となっており、前回と比較して『関心がある』層が1.9ポイント減っています。



Q 町の活性化のために、今後どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。

町の活性化のために、今後力を入れるべきことをみると、「子育て支援施策の充実による子育て世代の定住促進」が22.5%と最も多く、次いで「町営住宅の建設や宅地分譲による積極的な住宅施策の実施」が11.1%となっています。



Q 町の現在の取り組みに対する満足度と今後の重要性について

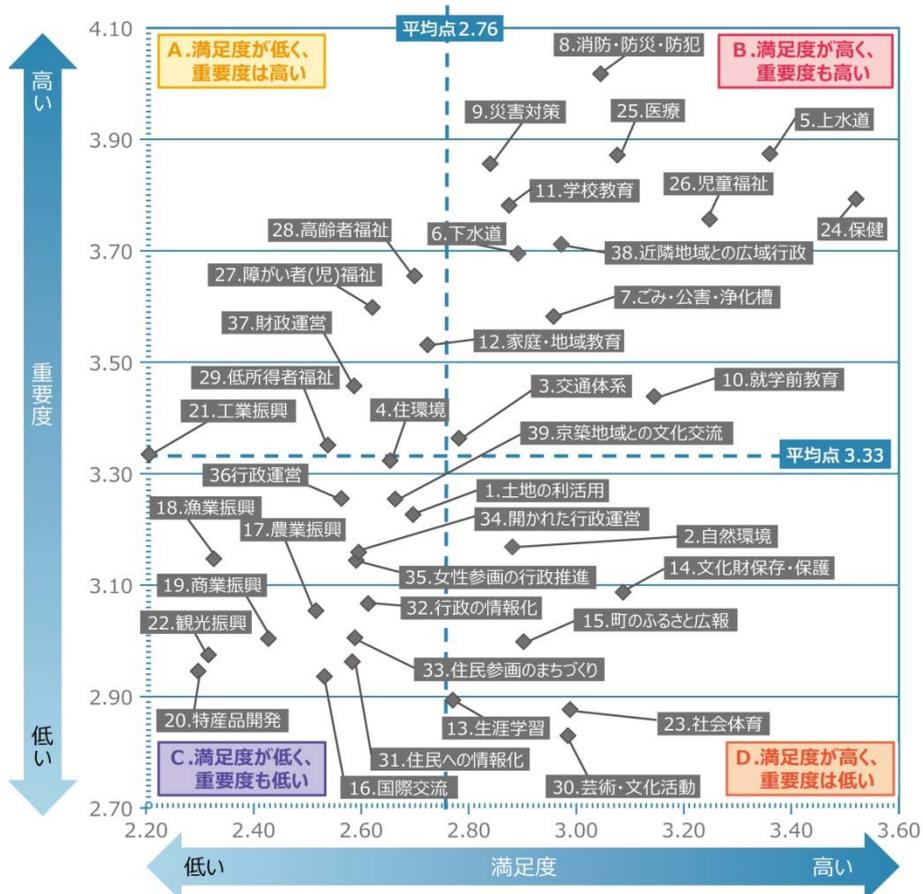
一般住民を対象に、現在の取り組みに対する満足度と今後の重要性について、意見を把握しました。概要は以下の通りです。

満足度と重要度の相対比較

A 満足度：低 重要度：高	B 満足度：高 重要度：高
C 満足度：低 重要度：低	D 満足度：高 重要度：低

※領域については、あくまで調査項目の中の相対的な位置関係を示すために便宜上設定した分類であるため、A～Dは絶対的な区分ではありません。

A	重要度が高いにも関わらず、満足度が低く、優先して充実が求められている項目
B	満足度が高く、重要度も高いため、継続して充実する必要がある項目
C	満足度は低く、重要度も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上していくべき項目
D	満足度は高く、重要度は低いため、今後場合によっては満足度の低い他の項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目



※散佈図内の番号は第3次総合計画における施策番号を表しています。

Aの領域に属する項目(満足度が低く、重要度は高い)は「高齢者福祉」「障がい者(児)福祉」「財政運営」「家庭・地域教育」となっており、今後優先して充実させる必要がある項目といえます。

また、Bの領域に属する項目(満足度が高く、重要度も高い)は、「上水道」「保健」「医療」「消防・防災・防犯」「児童福祉」「学校教育」「災害対策」「下水道」「近隣地域との広域行政」「ごみ・公害・浄化槽」となっており、今後も継続して充実させていく必要がある項目です。

(2)まちづくりのテーマ

吉富町の特色、社会の潮流、まちづくりアンケートの結果などから、今後本町で進めていくべきまちづくりのテーマを抽出して、まちづくりの方向性とします。

①少子高齢化・人口減少社会への対応

少子高齢化・人口減少社会への対応として、若年層の定住施策や住環境の整備充実、子育て・教育環境の整備などにより、子育て世代が住みやすい・子育てしやすい環境をさらに充実させます。

②住民参画・協働への取り組み

地域主権改革の進展により、地域独自のまちづくりが進んでいく中で、住民参加の機会の充実、福祉・子育て支援、学校教育、地域づくりなどの様々な分野で協働の取り組みを進めます。

③地域の活力づくり

これからも住みやすい町を維持していくためには、地域の魅力・活力を維持し、さらに強めていくことが必要です。今日の本町にある自然環境や住環境の維持はもとより、安心して暮らせるコミュニティづくりや、学びや余暇の充実などの多様なライフスタイルに対応できるまちづくりを進めます。また、観光資源の創出や町内産物の活用について農・漁・商・工業と連携して取り組みを進めます。

④健全な行財政運営の維持

厳しい財政状況にもかかわらず、ますます増え続ける行政需要に対応するため、限られた資源を有効に活用し、激変する社会状況に柔軟に対応していきます。また、その情報を住民にも分かりやすく公表することで、透明性を確保し、健全な行財政運営を進めます。

第2部 基本構想

第1章 吉富町の将来像

第2章 主要指標

第3章 基本目標の方針(施策の大綱)

第4章 重点プロジェクト

第1章 吉富町の将来像

本町ではこれまで、第3次吉富町総合計画の将来像「安心とゆたかさとうるおいの実感できるまち」を実現するため各種施策を推進し、住みよいまちづくりを進めてきました。その結果、住民アンケート調査では、本町で最も自慢できるものとして「山や川などの自然環境」があがり、イメージカラーは「緑」ということが明らかになりました。また、町の将来像を表すキャッチフレーズを募ったところ「住みやすいまち」という言葉が多くみられました。

本町では、JR吉富駅進入路や東九州自動車道などの整備により、交通の利便性向上が進みつつあるため、北九州都市圏や近隣都市に通勤・通学する人々にとって、今後さらにホームタウンとしてのイメージが強くなっていくものと思われます。本町のこのような特性を活かすためにも、生活基盤の整備や教育の充実、高齢者福祉や子育て支援施策、定住化支援施策などを推進し、緑豊かで自然に囲まれ住環境が整った住みよい町を引き続き目指していきます。

一方、ライフスタイルの多様化や流入人口の増加などにより、住民同士のつながりだけでなく、町への愛着といった住民と町との結び付きも希薄化しています。そのため、住民と行政がお互いの責任と役割を分担して、一緒にまちづくりを行っていくことを通じて、町への愛着と誇りを醸成することが必要であると考えます。

町に住む人々のつながりを「吉富町がふるさと」という絆に育て、本町に住む人たちが、誇りを持ってこの町で暮らし、いきいきと活動できる町であることを目指します。

そこで、吉富町の将来像を、引き続き次のように設定します。

誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち
☆ 小さなまちにあふれる輝き ☆

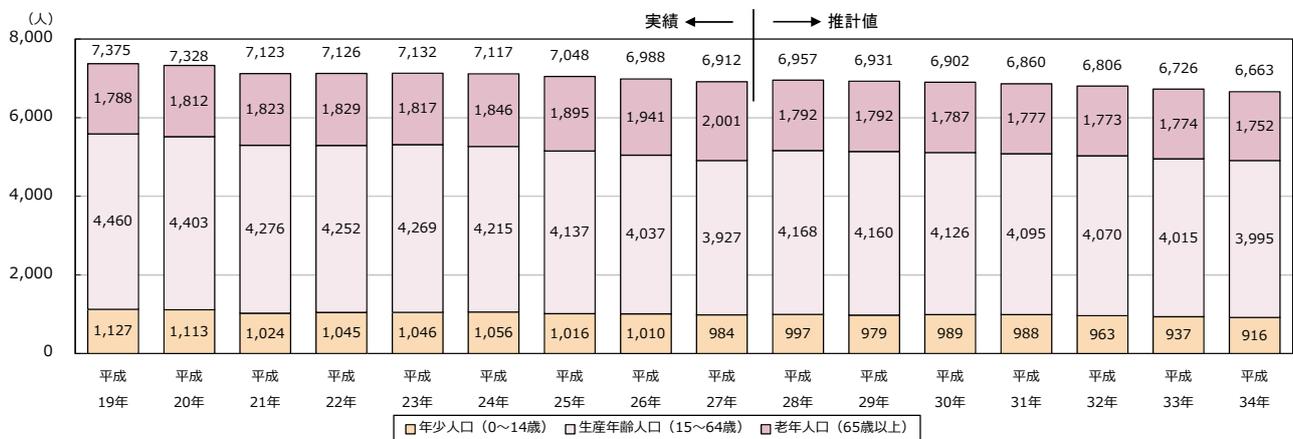
第2章 主要指標

(1) 将来人口

日本の総人口そのものが減少している中、全国の多くの市町村において今後の人口減少が予測されており、本町においても、現状のままで推移した場合、基本構想の目標年次である平成34年では、概ね6,700人と推計されます。

今後の吉富町の将来像『誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち ☆小さなまちにあふれる輝き☆』を目指して、本計画における重点プロジェクトを推進し、定住人口の増加を図ることで、将来的には人口1万人を目標としています。平成34年での目標人口を8,000人と設定します。

吉富町の将来人口推計



◇ 算出方法 ◇

コーホート変化率法：コーホートとは、特定の社会的集団(通常は年齢階層別男女別人口)のことで、コーホート変化率法とは、年齢のコーホートごとに一定期間の人口の変化率が大きく変化することはないものと仮定して、将来人口を推計する方法

※住民基本台帳及び外国人登録の数値を用いて推計

第3章 基本目標の方針（施策の大綱）

吉富町の将来像を実現していくために、町民憲章の理念を基にした5つの柱を設定し、それに沿った以下の基本目標を掲げ、まちづくりを進めていきます。

1 一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり

すべての住民がいつまでも健康で、いきいきと自分らしく活動できるための環境づくりを進めます。

住民自らが自身の健康を管理できるよう、住民のライフステージにあわせた健康づくりや各種保健事業の充実を図るとともに、必要な際に適切な医療が利用できるように、近隣自治体とも連携を図りながら、医療体制を確保・充実させます。

また、一人ひとりでは解決の難しい地域の課題について、住民同士が支え合い助け合いながら対応していく、支え合いのまちづくりとしての仕組みを構築します。

定住化促進策の一つでもある子育て支援については、保育サービスのさらなる充実を図るとともに、子育て世代の目線に立ち、ニーズに応じた施策を展開します。

高齢者福祉については、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って暮らしていくため、高齢者福祉サービスの充実を図り、さらには高齢者の経験や知識を活用できるよう、世代間交流やまちづくり等への参加を促進します。

障害者福祉については、障害のある人が地域で自分らしく生活できるように、必要な支援・サービスを確保し、バリアフリー化など安心して生活できるまちづくりを進めるとともに、障害のある人の社会参加を促進します。

低所得者福祉については、関係機関との連携により自立支援に取り組みます。

2 暮らしの「環境」が輝くまちづくり

さらに住みよい町を目指すために、これからも本町ならではの「住みよさ」を追求し、「住むなら吉富町」といわれるような住環境を創出します。

そのため、土地利用の見直しによる土地の有効活用を図るとともに、本町らしさを感じさせる美しいまちなみづくりを促進し、住環境のさらなる充実を進めます。

生活基盤としては、上下水道施設の維持・管理の計画的な推進、快適でうるおいのある自然環境の創出と保全、利用者の視点に立った交通基盤の整備を進めます。また、コンパクトな町である本町の特徴を活かして、JR吉富駅周辺への商業施設等の誘致や、町内に広く分布する空家の有効活用を推進して、にぎわいの創出を図るとともに一層の定住促進を進めます。

さらに、住民の安全で安心な生活環境づくりのために、消防・防災体制の強化を図るとともに、防犯体制の充実や交通安全の環境整備、消費者行政の推進等を図ります。

3 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり

小中学校の1町1校や幼保一体化施設の開設など、本町の特色ある教育環境のもと、家庭や地域と連携し、将来の町を担う子どもたちがのびのびとその個性を発揮して成長できる環境づくりに努めます。

また、住民がスポーツに親しむ機会を活かし、健康づくりにつなげるとともに、生涯学習の充実を進め、住民がいつでもだれでも自主的・自発的な学習ができる社会教育の環境整備に努めます。

さらに、学校教育と社会教育の連携のもと、本町の歴史や文化にふれるなど、町を知り、学ぶ機会を創出することで郷土愛の醸成を図り、だれもがふるさとに愛着と誇りを持って暮らすことができる町を目指します。

4 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり

町の活力・新たなにぎわいづくりに向け、地域における雇用の確保や住民の所得向上に努め、地域経済の活性化を図ります。

地場産物の地産地消の推進や、生産基盤の整備など農業者への支援による農業の振興を図るとともに、漁業については「つくり育てる漁業」に向けて漁業振興の方策を推進します。商工業については商工会との連携強化や事業者の誘致の推進等により、町のにぎわいづくりに努めます。

また、若い世代等による新たな「しごと」の創出に向けて起業支援等を実施し、町内での雇用促進、人口定着を図ります。

さらに、農・漁・商・工業の連携・活用を進めることで新たな町の特産品となる産物を生み出すとともに、歴史や文化、自然環境などの地域資源を観光資源として活用します。

5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

本町に住む人たちが、誇りを持ってこの町で暮らし、いきいきと活動できることを目指して、住民・行政の協働によるまちづくりを進める環境をつくります。

住民自らが、町をよりよいものとするための知恵や工夫を見出し、地域において住民同士がお互いに助け合えるよう、「人と人とのつながり」を強める仕組みづくりとして住民自治の推進や地域コミュニティ活動の支援を推進します。

また、まちづくりの前提である人権の尊重や、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

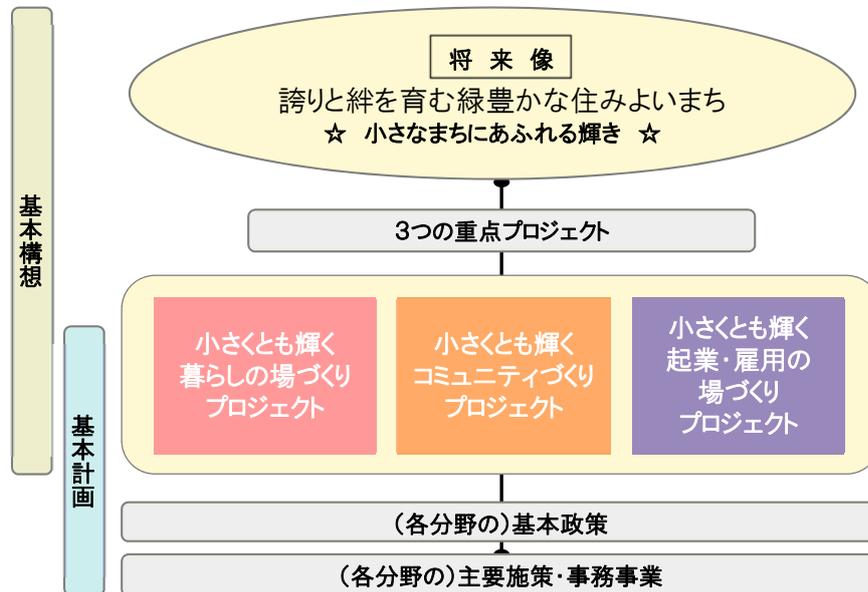
さらに、行財政運営については、継続して行財政改革を推進し、効果的で柔軟な行政運営、健全な財政運営に取り組みます。

加えて、近隣自治体と広域的な連携を図り、本町や近隣自治体の住民にとって有益なまちづくりを進めます。

第4章 重点プロジェクト

(1) 設定にあたって

本町では、町の将来像の実現に向けた分野横断的なプロジェクトとして、次に掲げる3点を重点プロジェクトと位置づけ、あらゆる施策と連動し、まちづくりを進めます。



(2) 重点プロジェクトの内容

① 「小さくとも輝く暮らしの場づくりプロジェクト」

本町はベッドタウンとして発展する中で、今後も快適な住環境を創出していくことで、「住むなら吉富町」といわれるような、本町ならではの住みよさを追求した住環境を構築していきます。山や川等の自然環境が身近にあり、生活環境として良好な住宅地を形成するためには、適切な土地利用や公共下水道整備などの生活基盤整備の推進、安全で安心な生活環境づくりが必要となります。

また、コンパクトな町である本町の特徴を活かし、JR吉富駅周辺を核とした通勤・通学の利便性向上や、駅周辺の施設と連携した子育て支援策、さらに小中学校の1町1校など本町の特色ある教育の推進など、きめ細やかな定住支援施策を内外にPRすることで、新たに定住を検討する住民の獲得へとつなげます。

さらに、健全な行財政運営が、これらの施策実施を支え、かつ町の活性化にもつながることから、効率的・効果的な行財政運営に取り組めます。

② 「小さくとも輝くコミュニティづくりプロジェクト」

近年、都市部等においては、人と人とのつながりの希薄化が進み、近くに言葉を交わす人さえいない状態である「無縁社会」の言葉が生まれるような状況となりました。

本町では、住民同士がそのような状況になることを防ぎ、長年本町に暮らしている住民・新しく転入してきた住民のどちらも、地域で安心して暮らし、お互いに手助けし合えるような関係となることを目指し、人と人との「ささえ合いのまちづくり」を進めます。

その際に、まちを魅力的で美しいまちなみとして整備していく活動や、本町の歴史や文化を知る活動等の時間や体験を共有していくことで、地域における多世代間の交流機会を創出し、『つながり』を『絆』へと深める機会をつくりだしていきます。

さらに、地域の歴史・文化の情報や、地域全体によるまちづくり活動等について積極的に情報発信を行い、本町の知名度を高めていくことも重要です。

③「小さくとも輝く起業・雇用の場づくりプロジェクト」

町の活力・町の新たなにぎわいを生み出していくことは、住民の所得向上、地域経済の好循環、地域における雇用の確保の面で必要とされることです。

小さな町の大きな力をつくり出し続けていくために、本町では既存の産業の振興・支援に加えて、農・漁・商・工業の連携・活用により、新たな町の特産品となる産物を生み出すことや、歴史や文化、自然環境などの地域資源を観光資源として活用していきます。

また、起業支援や事業者の誘致・支援等を積極的に実施することで、雇用の拡大や若い世代の定着、さらには多く分布する空家活用等を図り、住民一人ひとりが活躍できる町としての力をつくりだすことを検討していきます。

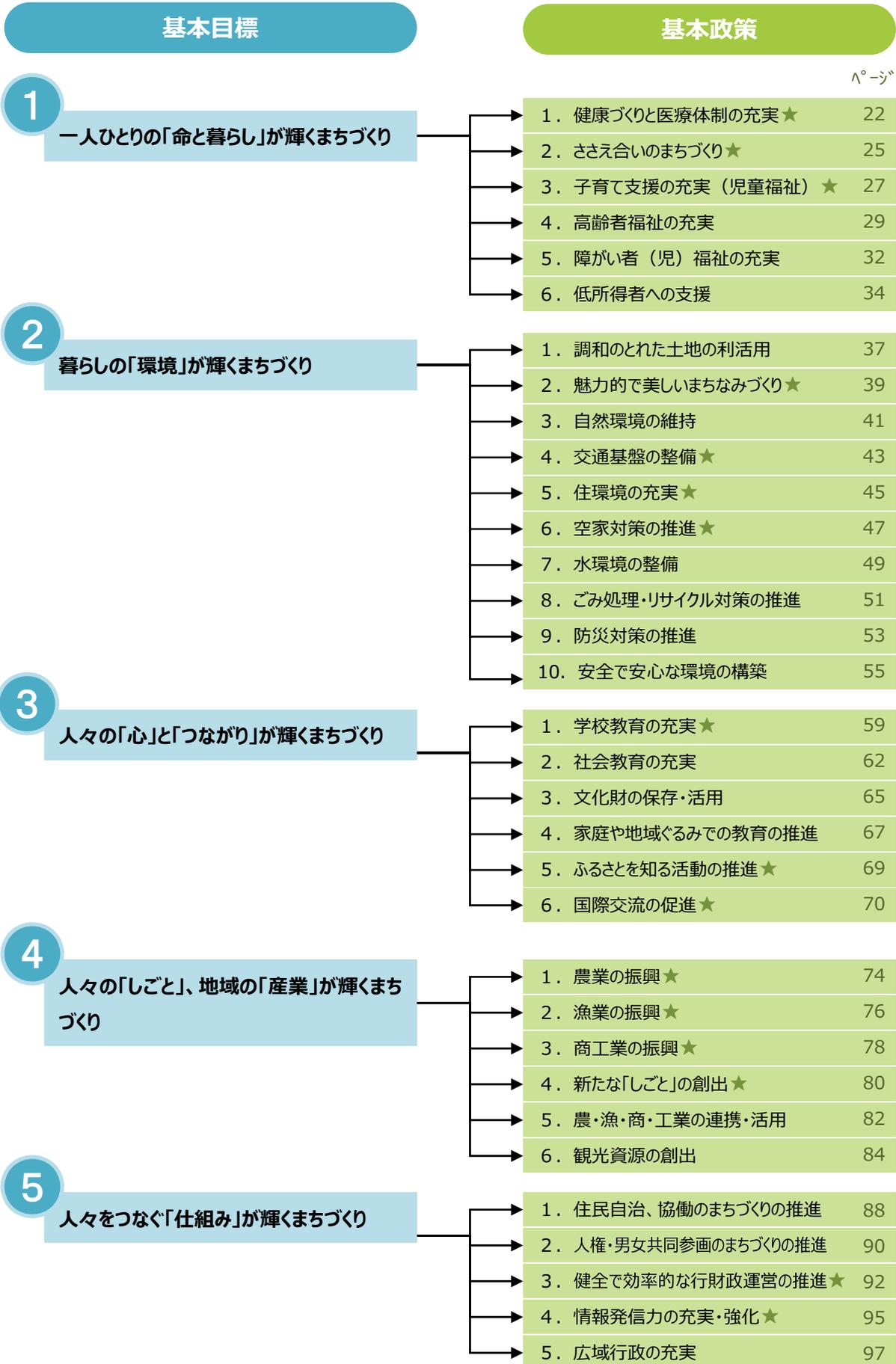
重点プロジェクト

将来像	3つの重点プロジェクト		
	小さくとも輝く暮らしの場づくりプロジェクト	小さくとも輝くコミュニティづくりプロジェクト	小さくとも輝く起業・雇用の場づくりプロジェクト
誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち ☆小さなまちにあふれる輝き☆	基本目標1 一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり		
	▼1-1 健康づくりと医療体制の充実	▼1-2 ささえ合いのまちづくり	▼1-4 高齢者福祉の充実
	▼1-3 子育て支援の充実（児童福祉）		▼1-5 障がい者（児）福祉の充実
			▼1-6 低所得者への支援
	基本目標2 暮らしの「環境」が輝くまちづくり		
	▼2-2 魅力的で美しいまちなみづくり		▼2-1 調和のとれた土地の利活用
	▼2-4 交通基盤の整備		▼2-3 自然環境の維持
	▼2-5 住環境の充実		▼2-7 水環境の整備
	▼2-6 空家対策の推進		▼2-8 ごみ処理・リサイクル対策の推進
			▼2-9 防災対策の推進
			▼2-10 安全で安心な環境の構築
	基本目標3 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり		
	▼3-1 学校教育の充実	▼3-5 ふるさとを知る活動の推進	▼3-2 社会教育の充実
		▼3-6 国際交流の促進	▼3-3 文化財の保存・活用
			▼3-4 家庭や地域ぐるみでの教育の推進
基本目標4 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり			
	▼4-1 農業の振興	▼4-5 農・漁・商・工業の連携・活用	
	▼4-2 漁業の振興	▼4-6 観光資源の創出	
	▼4-3 商工業の振興		
	▼4-4 新たな「しごと」の創出		
基本目標5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり			
▼5-3 健全で効率的な行財政運営の推進		▼5-1 住民自治、協働のまちづくりの推進	
▼5-4 情報発信力の充実・強化		▼5-2 人権・男女共同参画のまちづくりの推進	
		▼5-5 広域行政の充実	

第3部 中期基本計画

- 1 一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり
- 2 暮らしの「環境」が輝くまちづくり
- 3 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり
- 4 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり
- 5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

施策体系図



★は重点プロジェクト

基本目標

1

一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり

1 一人ひとりの「命と暮らし」が輝くまちづくり

1. 健康づくりと医療体制の充実【重点】

- (1) 生活習慣病予防対策の充実
- (2) 子どもと親の健康の確保・増進
- (3) 安心できる医療体制の構築
- (4) 医療制度の財政健全化

2. ささえ合いのまちづくり【重点】

- (1) ささえ合いの仕組みづくり
- (2) ささえ合いの人（組織）づくり

3. 子育て支援の充実（児童福祉）【重点】

- (1) 地域で取り組む子育て支援
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 要保護児童への支援

4. 高齢者福祉の充実

- (1) 介護予防・日常生活支援の推進
- (2) 在宅医療と介護の連携
- (3) 認知症施策の推進
- (4) 高齢者の生きがいづくりの推進

5. 障がい者（児）福祉の充実

- (1) 日常生活の支援
- (2) 障がい者への就労支援
- (3) 生き生きとした暮らしに向けた支援

6. 低所得者への支援

- (1) 生活保護制度の適正運用
- (2) 離職者への再就職支援

基本政策

1 健康づくりと医療体制の充実【重点】

基本政策の方向性

だれもが健康で安心して暮らせる社会を目指すため、様々な健康づくり活動を推進するとともに、医療との連携による疾病の早期発見・早期予防に努め、生涯にわたる健康づくりを支援します。

現況と課題

- 少子高齢化が進む中で、生活習慣病の予防、重症化予防など、一人ひとりの健康づくりが重要になっています。また、妊産婦・乳幼児への保健対策や育児不安の解消、地域医療体制の充実、医療制度の財政健全化に取り組み、健康で安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。
- 本町では、拠点となる吉富あいあいセンターにおいて、健診や健康教育、健康相談を実施しています。
- 前期基本計画期間においては、健康管理システムを有効活用し、健診結果をもとに、保健師と管理栄養士が連携して家庭訪問や個別健康教育を行い、生活習慣病の予防に努めてきました。
- また、社会環境の変化や核家族化等により、子育て家庭の孤立などの問題もあることから、乳幼児健診、赤ちゃん広場、両親学級、子育て支援センターなどの活用を推進しています。また、社会教育との連携も図りながら、幅広い子育て支援を実施しています。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、ライフステージにあわせた健康づくりや、健康管理意識の向上、定期的な健診の受診を呼びかけるなど、住民の健康づくりに取り組むことが必要です。



吉富あいあいセンター



赤ちゃん広場

主要施策

(1) 生活習慣病予防対策の充実

住民主体の健康づくり活動を推進するとともに、健康管理システムを活用し、医療との連携のもと、保健指導の充実に努め、生活習慣病の予防を図ります。また、健診未受診者に対しては受診勧奨を行い、生活習慣病の早期発見、早期予防に取り組みます。

①健康づくりの推進

- 健康相談や健康教室などの健康づくり活動を推進するとともに、広報誌やホームページ等を通じて健康づくりに向けた啓発を行います。また、健康づくり団体の活動を支援し、住民が主体となった健康づくり活動を推進します。
- また、心の健康づくりについての取り組みを進めます。

②健康診査の充実と活用

- 健診結果等に基づき、優先順位を明確にし、きめ細かな保健指導を行うことで重症化を予防し、住民一人ひとりにあった生活習慣病予防対策を実施します。
- 各種がん検診、特定健診等の受診状況を把握し、受診勧奨に取り組むことで、各種健康診査の受診率を向上させ、生活習慣病の早期発見に努めます。

(2) 子どもと親の健康の確保・増進

妊婦健診・乳幼児健診などを通じて、妊娠期からの子どもと親の健康管理に努め、健康の確保と増進を図るとともに、両親学級の実施、母子保健体制の充実などによる育児不安の解消に向けた取り組みを行います。

①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 生まれてくる子どもが健やかに成長することを目的として、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るための妊婦健診の実施、乳幼児健診や予防接種、家庭訪問、発達相談など切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策を推進します。これらの取り組みは、広報誌やホームページ、こども健康カレンダーにより広く周知を図り、健診受診率等の向上に努めます。また、健診未受診者や要指導者、要支援者への訪問指導等を引き続き実施します。

②育児不安の解消への支援

- 出産前の妊婦とその夫を対象とした「両親学級」の実施により、妊娠・出産・育児体験を夫婦で共有し、助けあうことを啓発します。また、子育て中の親を直接訪問して相談に応じる乳児家庭全戸訪問などを通じて、育児不安の解消に向けた支援を積極的に行います。

(3) 安心できる医療体制の構築

高度化・専門化・緊急化する医療に対応するため、在宅当番医制や休日急患センターなどの診療体制の広域的な取り組みを継続して推進します。また、かかりつけ医等の普及・啓発に努め、初期段階での治療を推進します。

①地域医療体制の充実

- 京築地域や中津市を含めた広域地域で連携し、地域医療体制の充実を図ります。また、地域住民の急病患者の医療を確保するため、豊前築上地域の在宅当番医制や休日急患センターの運営を支援し、初期救急医療の充実に努めます。

(4) 医療制度の財政健全化

医療制度の財政健全化のため、住民が医療機関等を適正に受診する意識を持つことができるよう、広報・啓発に努めます。

①適正受診対策等の推進

- 医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用促進等にかかる広報・啓発、個別の指導を行います。

②重症化予防対策の推進

- 健康診査やがん検診未受診者への受診勧奨による早期からの生活習慣改善や治療など、重症化予防対策を推進し、本人及び家族の安心に繋げるとともに、医療費の適正化を図ります。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
特定健康診査受診率	44.5%	60%(最終年度)
乳児健診受診率	88.8%	毎年度100%

◆みんなができること◆

- 日頃の生活を見直して、自分の健康は自分で守る努力をします。
- 定期的に各種検診を受診して、日頃から自分の健康状態を把握しておきます。
- 健康づくりに積極的に取り組み、地域の健康づくり活動や行事に誘い合って参加します。
- 生活習慣病の予防のため、運動の習慣を身につけ、バランスのとれた食生活を心がけます。



5歳児健診

基本政策の方向性

地域における多様な生活課題に対応するために、同じ地域に住む人が主体的に支え合うことのできるまちづくりを推進します。

現況と課題

- 近年、少子高齢化の進行、核家族化、家族意識の変化に伴い、家庭における互助機能が低下してきています。また、お互いに干渉せず、個人の価値観や考えを尊重する社会では、自由な生活をもたらすことができた反面、地域における連帯感の希薄化をまねき、地域による助け合い機能を低下させています。
- このような社会環境の変化は、一人暮らしの高齢者や子育て中の親などに不安や孤立感を抱かせ、引きこもりや孤立死、虐待などの問題をもたらしています。これらの不安を払拭し、社会的問題を解決するためには、行政が提供しているサービスだけでは限界があり、地域住民、関係団体、行政がお互いに協力し、地域社会を築いていくことが求められています。
- 本町においても、地域とのかかわりが希薄になってきつつあります。悩みや不安に関する相談相手は家族・親族、友人・知人が多く、近所の方や・同じ自治会の方、町役場を相談相手とする人は少ない状況です。
- これからの中期基本計画期間においては、こうした地域内のかかわりの希薄化による支え合い機能の低下が、まちづくりを進める上での課題です。具体的には、支援を必要とする方を支えるボランティア団体の数が少ないこと、ボランティア活動を行う人の高齢化が顕著であること、地域に核となる人が少ないことへの対応が必要です。
- 一人ひとりの町民が支え合いや助け合いの大切さを認識することで、地域コミュニティの強化や地域福祉を担う人づくりなどの基盤整備を進める必要があります。



ボランティアによる愛の弁当訪問

主要施策

(1) ささえ合いの仕組みづくり

日々の暮らしの中で近隣同士がお互いを気にかけることで、些細な異変や困りごとに気づくことができるよう、ささえ合いの仕組みづくりを推進します。また、自治会の実情に応じた社会資源や見守りのためのシステムの活用、地域福祉団体のネットワークづくりにより、十分な見守り体制を構築します。

①住民相互のささえ合いシステムの構築

- 自治会単位での見守り体制を推進します。このため、地区寿会や子ども会などの自治会活動が地域のつながりを強めることを再認識し、団体数、加入者数の増加を目指します。
- また、地区公民館を自治会の人々が気軽に集い触れ合うことができるような場所として活用します。
- 地域の貴重な人材が適材適所で活躍できるように、地域福祉を担う団体のネットワークの構築を進めます。

②地域コーディネーターの設置

- 社会福祉協議会と連携し、公的な制度や地域の人・活動団体について熟知し、個人、組織、制度をコーディネート(調整)することができる地域コーディネーターの設置を進めます。

(2) ささえ合いの人(組織)づくり

町民に対する福祉の理解と意識の向上を図る啓発活動や、人材育成を進めることにより、ささえ合いの人づくりを推進します。また、ボランティア団体、NPO法人などの地縁を超えた特定の目的のために集まった組織を、地域福祉推進のための新たなささえ合い機能として位置づけ、地域社会での多様な生活課題に対応できるささえ合いの組織づくりを行います。

①ささえ合いの人材育成

- 社会福祉協議会、教育委員会との連携により、福祉学習を推進することで、地域福祉を担う人材を育てます。
- 小さな頃から福祉を理解することができるように、福祉学習プログラムをつくり、小学校や中学校で福祉学習を実施します。

②ボランティア組織への支援体制づくり

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体、NPO法人の設立、育成などの支援を行います。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
見守り団体数(新規)	—	4団体(最終年度)
ボランティア人数(社協登録数)	128人	170人(最終年度)

◆みんなができること◆

- 町民一人ひとりが地域福祉に対しての理解を深め、積極的かつ主体的に行動します。
- 困っている人を見かければ、その人のために自分でできることを考え、実行に移す思いやりの気持ちを育てます。
- 支援を受ける人は安心のある暮らしを得ることにに対して感謝し、支援を行う人は地域福祉活動を行うことで喜びを得ることにに対して感謝する気持ちを育てます。

基本政策の方向性

本町の将来を担う子どもたちが健やかに成長できる環境をつくるため、各種保育サービスの充実や要保護児童などへの支援に取り組むとともに、地域全体が一体となって子育て家庭を支援します。

現況と課題

- 少子化対策として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが求められています。
- 本町では、病児・病後児保育、一時預かり事業、延長保育などの多様な保育サービスの実施や、第3子以降の保育料完全無料化、3歳以上就学前児童にかかる医療費の無料化、小・中学生までを対象とした医療費の助成を行ってきました。
- 児童虐待等の問題については、吉富町要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携のもと、子どもたちの健やかな育成に努めています。
- 前期基本計画期間においては、これまでの各種サービスに加え、子育て相談総合窓口を設置するなど、さらなる子育て支援の充実を図りました。また、法の制定に合わせて、「吉富町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、育児相談を始めとする地域ぐるみでの子育て支援や保育サービスの充実、要保護児童への支援を行い、夢と希望を持って子育てができる環境づくりを進めていく必要があります。

主要施策

（1）地域で取り組む子育て支援

安心して子育てできる生活環境づくりに向けて、多様化する子育てに関する悩みに対応するため、相談支援の強化を図るとともに、子育て世帯のニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、地域ぐるみの子育ての取り組みを推進するため、地域における子育て支援体制の構築に取り組みます。

① 子育て支援サービスの充実

- 子育て支援センターにおける取り組みをさらに充実させ、地域の子育ての拠点として子育て支援サービスの強化に取り組みます。
- 子育ての不安解消を図るため、0歳から1歳までの乳児とその保護者を対象とした「赤ちゃん広場」の実施や、乳幼児健診等を活用した育児相談の充実を図ります。
- 多様化、複雑化する子どもや家族に関する相談に対応するため、個々の相談窓口を強化するとともに関連部署や団体などとの連携を図り、小学校就学前から小・中学校までの一貫した対応に取り組みます。
- 子育て支援サービスについて、サービスを利用する子育て世帯の方々に確実に情報が行き届くよう、ホームページに子育て支援の特設サイトを構築するとともに、多様な媒体を活用して町内外に情報を発信し、周知を図ります。

② 地域における人材育成

- 高齢者や育児経験豊かな主婦等、地域における子育て支援の担い手となる人材を育成し、地域全体で子育てを支援する体制の構築に取り組みます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実を図ります。また、仕事と子育ての両立に悩み、結婚・妊娠・出産・育児についての希望を諦めることのないよう、それぞれのライフステージで連続性をもった切れ目ない支援を推進します。

①保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実

- 多様なニーズに対応できるよう、きめ細かな保育サービスの提供を行い、子育てと仕事の両立を支援します。また、吉富こどもの森においては、幼保一体化の特徴を生かし、ことばや数字学習、体験学習の実施はもちろん、他者への思いやりや社会的ルール等の道徳教育も含めた学習の基礎づくりを行うことで、小学校教育へのスムーズな移行を推進します。
- 「放課後児童クラブ」の対象を小学校6年生にまで拡大するなど、放課後児童健全育成事業のサービスの充実を図り、子育てをする親が安心して就労できる環境づくりを進めます。
- 現在実施している病時・病後児保育及び一時預かり事業について、保育需要を満たすことを目指し、利用状況や利用者等の意向を踏まえ、ニーズに沿った受け入れ体制をつくります。

②結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

- 結婚・妊娠・出産・育児に関する希望を実現するため、さまざまな不安や悩みに対応する相談体制を整え、必要に応じた関係機関の紹介や情報提供を行います。

(3) 要保護児童への支援

地域における関係機関・団体との緊密な連携の下、児童虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、虐待を受けた児童の速やかな保護と自立支援を図ります。

①児童虐待防止対策の充実

- 乳幼児健診や訪問指導の機会を活用し、相談等を通じて要支援乳幼児家庭の把握を行い、子育て不安の軽減を図り、児童虐待の早期発見や予防に努めていきます。
- 児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政、関連団体、警察・児童相談所等の専門機関による「吉富町要保護児童対策協議会」により、関係機関・団体の連携を密にします。また、保育所や学校等においても児童虐待の未然防止のために見守り体制を強化します。
- 主任児童委員及び民生委員・児童委員と行政や教育機関等が要支援児童家庭の情報を共有し、日頃の安全パトロールへの参加やセミナー参加者の定例会での報告等の活動を行い、地域での相談・援助等の支援を行っていきます。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
子育て相談総合窓口相談者数	年15人	毎年度18人
放課後児童クラブ児童受入率	低学年 100% 高学年 — (新規)	低学年 毎年 100% 高学年 毎年 100%

◆みんなができること◆

- 子育てに対する理解を深め、適切な協力や支援をします。
- 地域で子どもたちを見守り、子育て家庭への手助けをします。
- 地域の子どもたちを地域の住民みんなで育てていきます。

基本政策の方向性

すべての高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、生涯にわたって住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域における高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進や、保健・医療・介護・福祉サービスの連携による総合的な支援体制（地域包括ケアシステム）を確立します。

現況と課題

- 全国的に高齢化が進行する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築や、高齢者福祉施策の着実な推進が求められています。
- 平成26年6月に公布された医療介護総合確保推進法により、これまで介護予防給付により行われてきた要支援認定者のホームヘルプサービスやデイサービスを新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」として市町村が実施することが定められました。
- 本町においても、高齢者人口、高齢化率は今後ますます増加することが見込まれている中、「吉富町高齢者福祉計画」に基づき、各種の高齢者福祉サービスの提供や介護予防事業、高齢者交流事業などを実施してきました。
- 前期基本計画期間においては、平成24年度から「ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会」を設置し、高齢者など要援護者の地域見守り体制の整備を進めています。また、今後3年間の町の高齢者福祉サービスの実施方針を定めた「吉富町高齢者福祉計画」を平成27年3月に策定しました。
- これからの中期基本計画期間においては、これまでの施策を継続していくとともに、高齢者が必要なときに適切なサービスが受けられるよう、高齢者世帯の支援や高齢者の交流事業などの高齢者福祉事業を進めていく必要があります。
- さらに、高齢者がいきいきといつまでも自分らしく活動・生活できるよう、地域社会における高齢者の自主的な活動を支え、豊富な知恵と経験を活かせる環境を整えることが求められます。

■高齢者人口・高齢化率の推移

単位：人

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
高齢者人口 (65歳以上人口)		1,820	1,826	1,815	1,846	1,890	1,915
		25.4%	25.7%	25.5%	25.9%	26.8%	27.2%
区分	前期高齢者 (65歳～75歳未満)	933	930	907	911	906	925
	後期高齢者 (75歳以上)	887	896	908	935	984	990

資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年3月末現在）

(1) 介護予防・日常生活支援の推進

多様なサービス提供主体と連携し、比較的元気な高齢者から支援が必要な高齢者まで、切れ目のないサービスを提供することや住民主体の介護予防活動を地域で展開し、「地域づくりによる介護予防」を推進します。

①介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- 高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、住民ボランティアや医療・介護の専門職等と連携し、多様なサービスの提供による生活機能の維持や自立の促進を図ります。
- 高齢者世帯における高齢者の健康増進を目的とした配食サービス事業、閉じこもり予防を目的とするデイサービス事業など、利用者のニーズに応じた事業の利用を促し、高齢者世帯の支援を図ります。
- 吉富町社会福祉協議会と連携し、介護予防に関する知識の普及・啓発、地域における活動の育成・支援を目的として、介護予防教室の普及活動に努めます。

②地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターを拠点として、保健・医療などの関係機関と連携し、高齢者に対するきめ細かな支援を実施します。
- 地域ケア会議を開催し、要支援認定者等の介護予防ケアマネジメントを多職種で協議し、自立に向けたケアプランの検討を行います。
- 生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を実施します。

(2) 在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、居宅に関する医療機関、介護サービス事業者及び地域包括支援センター等の関係者が連携し、切れ目なく在宅医療と介護サービスが提供される体制を確立します。

①在宅医療の普及啓発や人材育成

- 町の広報誌やポスター・リフレットの作成を行い、在宅医療・介護サービス、看取りに関する理解を求めため、普及・啓発に取り組みます。
- 在宅医療に関わる人材育成を図るため、医療関係者に対する介護サービス等の研修、介護関係者に対する医療等の研修を医師会の協力を得て実施します。

②医療・介護等関係機関との連携強化

- 地域の医療関係者やケアマネジャー等介護関係者、保健所等と連携しながら、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び対応策、関係者間での情報共有の方法等について協議及び検討を行います。
- 地域の医療・介護関係者の協力を得て、24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築を進めます。

(3) 認知症施策の推進

地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、家族や地域住民が認知症への正しい理解を深めるための普及・啓発と早期対応による適切な医療・介護の提供ができる体制の確立を目指します。

① 認知症を支える体制づくり

- 地域全体で認知症の人を支える基盤として、広報誌等での認知症に関する周知や認知症サポーター養成講座の開催による正しい理解と支援を促進します。
- 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護事業所及び地域の支援機関との連携を図る支援や、家族介護者を支援する相談業務等を担う人材の育成を推進します。
- 地域包括支援センターや認知症疾患医療センターを含む病院・診療所等と密な連携を図り、認知症専門医の指導の下、認知症が疑われる人又はその家族を支援します。

(4) 高齢者の生きがいづくりの推進

長い人生で培った経験や知識、技術を活かし、地域社会に貢献したい高齢者や仲間づくりを通して地域社会と繋がりを持ちたいと思う高齢者のために、社会参加活動を促進します。

① 生きがい健康づくり活動の支援

- 地域の人々と交流を深めるとともに、健康増進や孤独感の解消を図り、高齢者が明るく生きがいを持って生活できるよう、交流活動や健康づくり活動の支援を行います。

② 社会参加の環境づくり

- 高齢者が長い人生で培った経験や知識、技術を活かすことができるように、各種ボランティア団体を育成します。

◆ みんなができること ◆

- 近所の高齢者へ日頃から声かけや見守りをします。
- 地域の高齢者のこれまでの経験や知恵をもっと活かしてもらえるようにします。



ピンシャン体操



ふれあいサロン

基本政策の方向性

障がいのある人が地域で自分らしく自立した生活を送ることができるよう、相談支援体制や在宅生活支援の充実をはじめ、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保等、包括的な自立支援体制づくりに取り組みます。

現況と課題

- 平成25年4月に「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、身体・知的・精神の3障害の範囲に難病等が加わり、さらなる障害福祉サービスの充実などが図られています。
- 本町では、障害者手帳交付時に各種施策・サービスを紹介したパンフレットを配付し、障害福祉サービスの周知を行っています。
- また、障がい者相談会や重度心身障がい者等タクシー券、巡回相談の開催等を町広報誌で周知しています。
- 前期基本計画期間においては、「吉富町障害者基本計画」及び「吉富町障害福祉計画」に基づき、関係機関との連携による障害福祉サービスの提供を進めてきました。また、「第4期吉富町障害福祉計画」を平成27年3月に策定しました。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、「第4期吉富町障害福祉計画」に基づき、法の趣旨に応じた障がい者福祉施策の充実を図ることが必要です。

主要施策

（1）日常生活の支援

障がい者やその家族が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、各種施策の推進、支援の充実に努めます。

①自立した生活のためのサービスの提供

- 障がい者の意向を踏まえ、指定特定相談支援事業者や福祉サービス事業者と連携をとり、一定期間ごとのモニタリングを通して支援内容を改善していくことで、より効果的なサービス提供や障がい者の自立性の向上を図ります。
- 地区自立支援協議会においてもサービス利用支援のチェックを行い、指定特定相談支援事業者の業務適正化を図ります。
- 地域相談支援を図ることにより、地域移行後の地域との関わりや本人の心身のケアについてもフォローする体制を構築していきます。

②相談支援体制の充実

- 障がい者や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な支援を行います。
- 豊築の市町で設置する「豊築地区自立支援協議会」において、困難事例の解決相談支援事業の実施状況報告・情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

③障がい児施策の充実

- 保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携により、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、子ども本人に対する早期の療育支援につなげていきます。
- 障がい児を持つ保護者にとっては、成長の各段階で、地域にどのような支援があり、学校や社会の中でどのように周囲と関わることが重要となってくるため、適切な相談支援体制を構築し、サービス提供に努めます。

(2) 障がい者への就労支援

就労系サービスの利用ニーズの把握に努め、福祉サービス事業者等と連携しながら就労を総合的にサポートする体制づくりを推進し、必要なサービスの確保を図ります。

①雇用・就業の支援

- 障がい者の自立を支援するため、特に、一般就労に繋がりがやすい就労移行支援の利用を積極的に提案します。
- 障がい者就業・生活支援センターの協力を得ながら、効果的なサービス提供に努めます。

(3) 生き生きとした暮らしに向けた支援

必要なサービス、制度等に関する情報を提供し、障がい者が安心して日常生活や社会生活を送ることができるように支援します。

①地域参加・生きがづくり

- 福祉・保健・医療・教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。
- ダンスや調理、創作活動など様々な活動を通して障がい者の交流・活動を支援し、働く喜びと社会参加の意識向上に取り組みます。

②啓発・広報及び理解の促進

- 障がい者福祉制度のパンフレットを作成して窓口に設置し、障害者手帳取得者やその家族など必要な方に配布します。また、定期的に情報内容について見直しを行います。
- 障がい者相談会の開催等により、各個人に必要な情報の提供、助言、障がい福祉サービスの利用支援を行います。また、障がいについて正しい理解を促すため、広報誌等で啓発を行います。

◆みんなができること◆

- 障害・疾病について、正しい理解をします。
- 障がいのある人が地域で自分らしく生活できるよう、就労・社会参加に対する支援や協力をします。

基本政策の方向性

民生児童委員や関係機関との連携を密接にし、経済的な援護を行うとともに、離職者の再就職を実現するために相談業務を強化します。

現況と課題

- 社会や経済状況の変化等に伴い、生活に困窮する人が多くなっており、生活保護世帯は全国的に増加する傾向にあります。
- 本町では、関係機関と連携を図り、生活困窮者への自立更生を図るとともに、離職者への住宅支援、就業支援等の情報提供を積極的に行っています。
- 前期基本計画期間においては、民生児童委員との連携による生活保護制度の適正に運用や、再就職支援相談の情報提供が図られました。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、経済状況の動向などにより生活保護世帯の増加が懸念されることから、関係機関と連携のもと、継続した自立支援に取り組むことが必要です。

主要施策

(1) 生活保護制度の適正運用

京築保健福祉環境事務所や民生児童委員等との連携のもと、生活困窮者の把握を行うとともに、被保護世帯の実態把握に努め、生活保護制度の適正な運用に努めます。

① 民生児童委員との連携強化

- 民生児童委員との連携を強化し、要保護世帯の実態を把握し、生活保護制度を適正に運用します。

(2) 離職者への再就職支援

関係機関との連携のもと、各人の状況に応じた適切な就労指導を行い、自立の促進に努めます。

① 再就職相談の実施

- 離職者が適正な再就職支援を受けることができるよう、再就職支援相談を行います。

◆みんなができること◆

- 生活保護制度の意義について正しい理解を深めます。

基本目録

2

暮らしの「環境」が輝くまちづくり

2 暮らしの「環境」が輝くまちづくり

1. 調和のとれた土地の利活用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画マスタープランの推進 (2) 用途地域内への住宅建設の誘導 (3) 産業用地の確保の支援
2. 魅力的で美しいまちなみづくり 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 美しく愛着のもてるまちなみづくり (2) 緑豊かなまちなみづくり
3. 自然環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境の維持・保全活動 (2) 自然環境に関する学習や啓発の推進
4. 交通基盤の整備 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共交通手段の充実 (2) 計画的な道路整備 (3) 広域交通網の整備
5. 住環境の充実 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定住化の推進 (2) 町営住宅の整備と長寿命化の推進 (3) 良質・安全な住宅改修の促進
6. 空家対策の推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空家活用の促進 (2) 危険空家への対応
7. 水環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全でおいしい水の安定的な供給 (2) 公共下水道の計画的整備 (3) 合併処理浄化槽設置の推進
8. ごみ処理・リサイクル対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物対策の推進 (2) 産業廃棄物対策の推進 (3) 不法投棄対策の推進 (4) 公害防止の環境づくり
9. 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防体制の強化 (2) 防災体制の強化
10. 安全で安心な環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯体制の強化 (2) 安全な交通環境整備 (3) 消費者行政の推進

基本政策の方向性

身近にある田園の緑や長い歴史に培われた歴史的・文化的遺産は、ふるさと吉富町の誇りです。これらの原風景を守り活かしながら、やすらいで暮らすことができる生活地域と、町に活力をもたらす産業地域などがバランスよく調和した土地の利活用を推進します。

現況と課題

- 少子高齢化の進展、地球環境問題、防災・減災や個性ある都市づくりへの要請の高まりといった、社会変化や都市計画に対する社会的要請の変化を踏まえて、広域的な計画とも調和させながらまちづくりを効果的に進めることが課題となっています。
- 本町においては、町域全体を都市計画区域に指定し、都市計画用途地域176haと農業振興地域377haとに大きく2分することにより、望ましい土地利用のあり方を示しています。しかし、近年は、農業振興地域内の農地に住宅建築が進み、計画的なまちづくりや農業振興に支障をきたすことが懸念されています。
- 平成27年1月現在、総面積573haのうち、農地は194ha（33.9%）、宅地は181ha（31.6%）、雑種地は19ha（3.3%）、その他が179ha（31.2%）となっており、農地が減って宅地が増加する傾向が続いています。
- このような中、平成20年度に都市計画マスタープランを策定し、平成40年を目標年次とした長期的な展望のもと、町の将来像や町が行うべき都市計画の方向性を示しています。
- 前期基本計画期間においては、都市計画マスタープランに沿って用途地域内への開発誘導を図りました。しかし、新たな工業団地については、農地法改正等の影響もあり確保が進んでいない状況です。
- これからの中期基本計画期間においては、都市計画マスタープランをまちづくりの1つの指針として調和のとれた土地利用を進めていくとともに、用途地域内の高度利用を図りつつ、吉富町のまちの魅力を高める施設誘致を見据えた空地・空家活用等による産業用地の確保にも取り組む必要があります。



幸子地区田園風景

主要施策

(1) 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づき、長期的な展望にたち都市計画を進めていきます。なお、都市計画マスタープランでは、現在の用途地域内へ開発を誘導することを基本とし、その上で新たな需要が生まれたときの受け皿として用途地域の拡大を想定しているため、既存計画を適切に推進することから取り組みます。

①都市計画及び農業振興地域整備計画の推進

- 調和のとれた土地利用を行うため、用途地域内への住宅誘導や優良農地の保全など、土地利用区分に沿った適切な土地利用を推進します。

(2) 用途地域内への住宅建設の誘導

本町における近年の住宅建設では、用途地域外に建設されるものも数多くあることから、土地利用区分に沿った適切な土地利用を推進するため、計画的に用途地域内への住宅建設を誘導します。

①住宅地開発における民間活力の積極的な活用

- 民間の事業者による用途地域内における住宅地の開発を促進するため、空地の情報提供や道路新設、及び狭あい道路の拡幅など、町として必要な支援を行います。

②用途地域内の町有地の有効活用

- 用途地域内において十分に活用されていない町有地について、住宅用地としての有効活用を進めます。

(3) 産業用地の確保の支援

まちの魅力を高める商業施設等の誘致に向けて、適地にある空地活用等による産業用地の確保の支援を進めます。

①産業用地の確保の支援

- 空地の活用等による、まちの魅力を高める店舗や工場等の施設の誘致に向けた産業用地の確保を支援するとともに、狭あい道路の拡幅などの環境整備を図り、大小の規模を問わず、積極的に商工業施設の誘致を進めます。

◆みんなができること◆

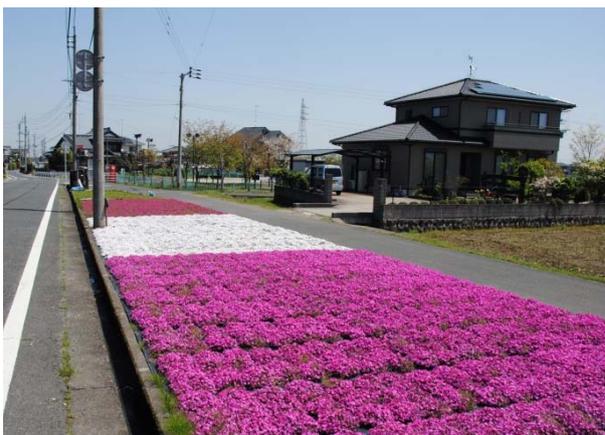
- まちづくりに対する意識を高め、用途地域内への住宅の建設や空家・空地の利用など、限られた土地の有効活用に努めます。

基本政策の方向性

住民が自らの町を誇りに思い、愛着をもって住み続けるために、また町外の方が移り住みたくなるような魅力的なまちとなるように、吉富らしさを感じさせる、緑豊かで美しいまちなみづくりを促進します。

現況と課題

- 平成16年に景観法が施行され、多くの市町村が景観行政団体として、景観法に基づく良好な景観形成に取り組んでいます。
- 本町においては、町道小犬丸界木線（下往還通り）や昔ながらの漁村地域などの歴史的な情緒を感じるまちなみ景観を有する一方、近年、田園地帯に新たな住宅が建築され、住宅と農地が混在するまちなみ景観となっています。
- また、地域の花壇づくり等の草花によるまちなみ緑化の推進を図るとともに、海岸沿いの松林の景観復活に向けた黒松の植樹祭を実施するなどの自然と調和した景観整備が進められています。
- 前期基本計画期間においては、「吉富・花のシンフォニー構想」をきっかけに続く地域の花壇作りの支援を継続するとともに、JR吉富駅前の整備に合わせた円形花壇の設置などの景観整備を行ってきました。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの取り組みを継続していくとともに、本町の歴史・自然および社会活動等を景観資源として再認識しつつ、効果的に活用し、個性ある景観を持った美しいまちを形成していくことが必要です。



地域の花壇づくり



黒松千本植樹祭

主要施策

(1) 美しく愛着もてるまちなみづくり

道路等への愛称の設定や主要道路へのシンボリックな景観形成など、美しく愛着もてるまちなみづくりに計画的に取り組むことで、町民はもちろん町外の方もこの町に住みたくなるような魅力的なまちなみの形成を目指します。

①計画的な景観づくり

- 魅力的で美しいまちなみの形成に向けて、景観形成及び景観まちづくりの方向性を定めた計画を作成するなどして、住民と行政が協働で計画的なまちなみづくりを推進します。

②通り名の命名と道路案内板の設置

- 道路に対する関心を高め、親しみを深めることを目的に、引き続き町の主要道路に公募で設定した通称をつけ、道路案内板を設置します。

③主要道路における歩道等の景観整備

- 県道など町を縦横に貫く町内の主要な道路において、町のシンボルとなるような景観の形成に向け、歩道等の整備を関係機関とともに進めていきます。

(2) 緑豊かなまちなみづくり

道路・公園・河川沿いや各家庭などにおける植樹の推進により、緑豊かな美しいまちなみの創出を図るとともに、生活の中にある身近な自然の維持や創出を住民との協働で行います。

①自然の森の維持と植樹の推進

- 天仲寺公園や鈴熊山公園、駅前広場、町道、各家庭などに、計画的な植樹を推進し、緑豊かで美しいまちなみづくりを進めます。

②草花等による地域の緑化推進

- 現在町内各地で行われている地域の花壇づくりについて引き続き支援すると共に、美しい景観作りに向けた住民向けの支援制度をつくるなどして、住民との協働による緑化活動の充実を図ります。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
通り名の命名数	6件（26年度まで）	12件（最終年度）
植樹の箇所数・本数	不定数	毎年3箇所・50本

◆みんなができること◆

- まちづくりに対する意識を高め、良好な町並みを保ち、景観づくりやまちづくりに協力します。
- 樹木や草花など、身近な自然を大切に、育てていきます。
- 緑化活動などの地域の活動には積極的に参加・協力します。

基本政策の方向性

生活に密着する身近な自然環境を財産としてとらえ、自然環境の維持・保全及び整備に努めます。また、住民一人ひとりが自然環境を守るという意識を持って行動できるよう、環境保護意識の普及・啓発や教育活動を通じた自然環境学習に取り組みます。

現況と課題

- 地球温暖化問題やエネルギー制約に対応して、緑地の保全及び緑化の推進が重要な課題となっています。このため、自然環境の整備または保全を民間による取り組みとあわせて推進していくことが重要です。
- 本町は、周防灘に面し、佐井川や山国川に囲まれ、天仲寺山や鈴熊山などの緑豊かな自然があり、これを保全していくことが求められます。平成20年から始まった環境美化キャンペーンでは町内の河川敷の清掃が行われています。また、公園などにおいては、毎年、各地域から希望のあった樹木の植栽・管理が行われています。
- 前期基本計画期間においては、自然環境の維持・保全活動として、道路・河川愛護事業やボランティア海岸清掃事業などの環境美化活動、住宅用太陽光発電設備推進などの各種取り組みを行いました。また、環境意識の普及・啓発活動として、小学生が作成したポスターを活用した地球温暖化防止に関するパンフレットの作成・配布や、広報誌への環境に関する内容の掲載など住民の意識向上に努め、さらに、小学校における自然環境学習が進められました。
- これからの中期基本計画期間においては、住民と行政の協働による環境にやさしいまちづくりを目指して、今後も環境美化活動の推進や住宅用太陽光発電設備の設置など自然環境の維持保全に努め、自然エネルギーを利用した低炭素社会の実現への継続的な取り組みを推進する必要があります。また、深刻化する地球温暖化問題を身近な環境問題として考える環境教育についても、継続して推進する必要があります。



環境美化キャンペーン

主要施策

(1) 自然環境の維持・保全活動

住民と行政の協働による環境にやさしいまちづくりを目指し、「吉富町環境美化に関する条例」に基づく環境美化活動の推進や再生可能エネルギー設備の設置など、自然環境の維持保全に努めます。

①環境美化活動の推進

- 環境美化活動を継続し、広報誌やホームページで町内に限らずボランティアを募り、環境美化意識の向上を目的とした散乱ごみの収集活動を行います。

②道路・河川愛護、海岸清掃、公園清掃等ボランティア活動の推進

- 道路・河川愛護や海岸・公園清掃など、住民のボランティアにより実施している環境維持活動を継続し、推進することで、地域ぐるみでの環境の維持・保全に努めます。

③再生可能エネルギー設備設置の推進

- 環境にやさしいまちづくりと地球温暖化防止のために、住宅用太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを活用する設備の設置を推進します。

④公共施設における新エネルギー活用推進

- 町内における再生可能エネルギーなどのクリーンなエネルギーの活用に向けて先導的な役割を担うため、公共施設等における省エネの推進や新エネルギーの活用促進を図ります。

⑤水質保全に関する広報・啓発活動の推進

- きれいな水環境の維持を図るため、水質保全に関する広報や啓発活動を推進し、水環境に対する意識の向上を図ります。

(2) 自然環境に関する学習や啓発の推進

小学校における環境教育の推進に努めます。また、自然環境の維持、保全について啓発し、住民一人ひとりの環境に対する意識高揚を図ります。

①自然環境学習の推進

- 小学校における総合的な学習「探ろう 吉富の海」の実施、地球温暖化防止等環境啓発関連ポスター募集、地球温暖化防止パンフレットの作成活用等、家庭・地域と連携を図りながら環境教育を推進します。これにより、豊かな感性や思いやりの心で身近な環境問題をとらえ、進んで環境に働きかける態度を育てます。

②地域の樹木・草花等の紹介

- 身近すぎて見過ごしている町の自然に目を向け、地域全体で守っていくため、町にある美しい樹木や草花、飛来してくる野鳥などについて随時広報誌やホームページで紹介し、自然環境の保全に関する啓発を行います。

◆みんなができること◆

- 環境問題や環境学習に関心を持ち、身近なところから一人ひとりが行動を起こします。
- 身近な環境問題に関心を持ち、清潔で快適なまちづくりに協力します。

基本政策の方向性

高齢化社会等に対応し、公共施設、医療機関や商業施設に安全で快適に移動できる利用者の視点に立った公共交通網の整備に努めます。また、道路は、日常生活や社会経済活動を支える重要な都市基盤施設であり、土地利用に大きな影響を与えることから、計画的かつ効率的な整備を行います。

現況と課題

- 人口減少社会となり高齢化が進む中、都市機能が散在したままでは、全体的な都市機能の低下を招くと共に高齢者の移動などに支障が生じます。このため、人が集まる施設等を市街地等の拠点に集約し、各拠点間を連絡する交通網を形成する集約型の都市構造の構築が必要とされています。また、狭い道路の改善による既成市街地の高度利用の推進及び基幹的な公共交通網の維持・充実も求められています。
- 本町では、中央部を東西にJR日豊本線が通り、吉富駅から北九州市までは約1時間となっています。また、公共施設や商業施設が比較的まとまって立地しており、これらの施設と住宅地域を結ぶ吉富町巡回バス、築上東部乗合タクシーが運行されて、住民、特に高齢者等の移動手段の一つとして定着し、買い物や通院等に利用されています。
- 前期基本計画期間においては、町内を運行するバス（吉富町巡回バス、築上東部乗り合いタクシー）の運営により、住民のバス利用が定着してきました。また、幹線道路の整備については、広津交差点の改良や住宅が密集する小犬丸地区への防災道路の新設などが進められてきました。広域交通網については、東九州自動車道の開通により交通の利便性が向上しました。
- これからの中期基本計画期間においては、町内運行バスについて、引き続き乗客数を増やすなど収入増のための方策を検討する必要があります。また、道路整備として、今後は地区内の狭小な道路整備や歩行者の安全な通行確保のための歩道整備を進めていく必要があります。さらに、広域交通網の整備として、本町の海岸部を通る周防灘湾岸線道路の整備について近隣自治体と連携して要望活動を行い、その実現に向けて努力する必要があります。



JR吉富駅



吉富町巡回バス

主要施策

(1) 公共交通手段の充実

既存の公共交通機関について、住民のニーズに応じてさらなる充実を図り、町内外への移動時の利便性を向上させることで、より住みよいまちづくりを推進します。なお、JR日豊本線については、行橋駅、新田原駅止まりの列車の大分方向への延長を国・県・JRに働きかけます。

①巡回バス運行サービスの充実

- JR吉富駅を基点に南北に分けて町内全域を巡回する吉富町巡回バスの運行を継続します。なお、今後は住民のニーズに応じて運行方法を改善し、また、安全確保のため可能な限り停留所の整備を行います。

②築上東部乗合タクシーの運行

- 上毛町と共同で旧大平村役場からJR中津駅までを結ぶ築上東部乗合タクシーを引き続き運行します。

(2) 計画的な道路整備

国・県等の関係機関と連携し、町全体の土地利用を考慮した計画的な道路整備を推進します。また防災上の観点や交通弱者への配慮、バリアフリー化等の視点に立った道路整備に努めます。

①狭あい道路の拡幅促進

- 集落内における幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備のために、用地の確保及び整備に関する要綱の検討を行い、市街地環境の整備や災害時等における安全性の向上を図ります。

②道路整備の推進

- 道路整備計画を見直し、住民の利便性向上や有効な土地利用を推進するため、県道接続道路の整備、集落内の道路整備など計画的な道路整備を推進します。

③歩行者や交通弱者の安全確保

- 通学路における歩道の舗装色分けによる歩行者空間の安全性確保、バリアフリー化や点字ブロックの設置など、歩行者や交通弱者に配慮した安全で安心な道路整備を行います。

(3) 広域交通網の整備

関係機関と連携を図りながら、東九州自動車道の早期完成や周防灘湾岸線道路の建設に向け働きかけを行い、広域交通網の整備に努めます。

①周防灘湾岸線道路整備の要望

- 周防灘湾岸線道路の整備について、整備に向けた要望活動を実施します。

②主要道路交通網の要望

- 地域の利便性を向上させる主要交通網について、近隣自治体と連携し、整備充実に向けた要望活動を継続的にを行います。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
公共交通乗客数	乗り合いタクシー 年17,200人 巡回バス 年9,200人	乗り合いタクシー 年18,000人 巡回バス 年10,000人
通学路整備率（歩道・カラー舗装等）	26.4%	40%

◆みんなができること◆

- 道路の破損や危険な箇所は通報をします。
- 地域の公共交通機関を活用します。
- 自動車や自転車の運転マナーや公共交通利用のマナーを守ります。

基本政策の方向性

活力あるまちづくりを進めるため、定住化促進施策を充実させるとともに、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進し、安全・安心で住みよい住環境の整備を図ります。また、町営住宅については、長寿命化計画に基づき修繕、整備、改修を行います。

現況と課題

- 活力あるまちづくりに向けて、密集市街地などの既成市街地の再生や有効利用等により定住化の促進を図るとともに、公営住宅や個別の住宅における生活空間の質の向上が必要とされています。
- 本町では、人口増加と新築住宅戸数の増加を目的として、平成18年4月から「吉富町定住化促進条例」を施行し、住宅を新築、建替えまたは購入された住民を対象に、固定資産税相当額を奨励金（以下、「吉富町定住化奨励金」）として3年間交付しています。
- 前期基本計画期間においては、「吉富町定住化促進条例」に基づく吉富町定住化奨励金の交付を続け、町外からの転入者の増加に貢献しました。また、町営住宅長寿命化計画に基づき、町営山王団地の建替えを実施し、別府団地の建替えについても準備を進め、さらに予防的修繕を行うことで建物の長寿命化を図りました。
- これからの中期基本計画期間においては、さらなる定住促進を図っていくために、吉富町定住化奨励金の交付制度の内容を検討し、より効果的なものにしていくとともに、住環境の整備など他の定住施策についても充実させていく必要があります。また、計画的な町営住宅の修繕・整備を進め、かつ防災や高齢化、空家問題等に対応していくために、既存住宅の耐震化や改修等を推進し、安全で良質な住環境の構築に向け対応を進めていく必要があります。

主要施策

(1) 定住化の推進

活力あるまちづくりを進めるため、定住促進や未利用町有地の活用など人口増加のための取り組みを行います。

①定住化促進制度の充実

- 吉富町定住化奨励金を継続し、活用促進を図るとともに、さらなる定住化を促進するための制度の充実を検討します。

②未利用町有地の売却

- 十分に活用されていない町有地について、定住化を促進するため住宅用地としての活用を進めます。

③子育て世代の定住化に向けた住環境の整備

- 人口増加のため、若者や子育て世代の定住化に向けた住環境の整備に向けて、空家の有効活用やその間接的な支援等、民間活力の活用も含めた総合的な施策を進めます。

④移住定住促進に向けたPR活動の充実

- 町の魅力や独自の施策、定住化の奨励内容等をまとめた移住定住促進特設サイトを構築し、広く町内外にPRすることで、町への定住を促します。

(2) 町営住宅の整備と長寿命化の推進

町営住宅の更新コストを削減するために、予防保全的な維持管理を行うとともに、老朽化が顕著な住宅については建替えを行います。

① 現住宅の建替え

- 長寿命化計画により「建替」の方針となった町営住宅については、整備計画を策定し、それに基づき計画的に整備を行います。

② 町営住宅の計画的な維持管理

- 町営住宅の長寿命化計画により、「改修」の方針となった町営住宅については、計画的な維持管理、改修の実施により長寿命化を図り、トータルコストの低減に努めます。

(3) 良質・安全な住宅改修の促進

質の高い生活空間の確保に向けて、既存住宅の改修による、高齢者等にも優しいバリアフリー化の推進、及び安全性の向上を図ります。

① 既存住宅の改修の推進

- バリアフリー等に対応した既存住宅の改修や、空家となっている建物の活用を促進するため、助成等の支援を検討します。

② 戸建て住宅の耐震化の推進

- 既存の戸建て住宅の耐震化を推進するため、啓発を行うとともに、改修に要する費用の助成や情報提供などの支援を行います。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
定住化促進制度による転入者数	16人（26年度）	100人（最終年度）
未利用町有地の宅地売却区画数	0区画（26年度）	10区画（最終年度）

◆みんなができること◆

- 住まいを大切に、適切な維持・管理を行います。
- 住宅を建設する際には、バリアフリー化を意識します。
- 4m未満の道路に接した住宅の新築の際には、セットバック用地を遵守します。

基本政策の方向性

町内外の住民との交流拡大、及び定住促進により地域の活性化を図ることを目的として、空家の有効活用を図ります。また、老朽化や損傷により倒壊等のおそれがある危険空家等について、関係法令所管部局などと連携して、適切な対応を図ります。

現況と課題

- 平成25年住宅・土地統計調査によると、全国の空家は約820万戸、空家率は13.5%となり、前回調査の平成20年に比べ0.4ポイント上昇し、過去最高となっています。この空家対策として、空家の有効活用を推進することとあわせて、危険空家の除却などによる安全確保が求められています。
- 本町においても、平成27年8月の調査で、空家数は約300戸となっています。このように社会問題となっている空家が今後さらに増加していくと、本町の活力や地域の安全性・防災性の更なる低下を引き起こすことから、空家の問題を将来における住宅・まちづくり政策の重要課題の1つとしてとらえ、早急な対策を実施することが必要となっています。
- これからの中期基本計画期間においては、空家をも一つの地域資源と捉え、その有効活用により地域の活性化につなげていくことが望まれています。また、安全面や防災面で問題となっている危険空家については、現状把握の上、撤去などの適切な対応を図ることが必要となっています。



移住・定住特設サイト（イメージ）



空家・空地バンク（イメージ）

主要施策

(1) 空家活用の促進

町内でも増加が進む空家の状況を適切に把握し、活用が可能な空家については、居住者を呼び込んだり、起業拠点として整備し起業を支援するなど、空家を地域の資源として捉え、定住化促進や地域活性化のため積極的な活用を進めます。

①空家バンク制度の導入

- 空家の現状を把握の上、空家となった家屋を広くホームページ等で紹介し、入居希望者と所有者を結ぶための空家バンクの整備を行います。

②空家活用の促進

- 空家の売却や賃貸を促すため、所有者に対して空家の改修や片付け等に係る支援を行い、空家の活用促進を図ります。

③空家の多様な活用方策の検討

- 空家を住宅としてだけでなく、起業拠点や店舗など別の施設として生まれ変わらせるリノベーション*を推進するなど、空家をまちづくりのための資源と捉え、多様な活用方策を検討します。
- *リノベーション:既存の建物に改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。

(2) 危険空家への対応

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているため、これらの危険な空家を特定の上、撤去・改善等の適切な措置を講じます。

①危険空家への対応

- 危険な空家の現状把握の上、特定空家等*への指定、及び撤去の指導等により、危険空家の改善を図ります。
- *特定空家等:「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいて、著しく危険性を有し、放置することが不適切であるなどとして指定された空家

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
空家バンク利用による転入者数（新規）	－	30人（最終年度）
空家の住宅以外の利活用件数（新規）	－	5件（最終年度）

◆みんなができること◆

- 町などが実施する空家調査に協力し、空家情報の把握を支援します。
- 所有者においては、定期的・適切な維持管理を行うとともに、低価格での貸し出しなど空家の有効活用に協力します。
- 危険空家に認定された場合、速やかに解体等の適切な処置を講じます。

基本政策の方向性

上水道については、安全で安心な水の安定供給に努めるとともに、健全な経営に努めます。また、下水道については、公共下水道の計画的な整備に努めるとともに、合併処理浄化槽による効率的かつ効果的な手法も検討の上、総合的な整備を目指します。

さらに、限りある水の有効活用を図るため、広報等を通じた節水意識の高揚を図ります。

現況と課題

- 上下水道は地域の健全な発展、公衆衛生の向上のほか、顕在化してきた地球温暖化への対応や持続可能な循環型社会の構築を図るための健全な水循環および資源循環など、安全で快適な生活を営む上で、必要不可欠な社会基盤施設です。
- 本町では、昭和47年から上水道事業を開始し、平成26年度末現在の給水人口は6,373人となっています。また、公共下水道における処理区域内人口は3,070人となっています。
- 前期基本計画期間においては、下水道工事とあわせ、老朽化している上水道の配水管等の補修・更新を随時実施し、コストの縮減や漏水の早期発見及び補修、外部塗装修繕等により、長期間の使用に耐えられる良質な配水施設に向けた整備を進めました。
- これからの中期基本計画期間においては、高齢化や単身世帯の増加、家屋の老朽化により、下水道供用開始地域であっても水洗化が進まないことが懸念されます。そのため、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況などの社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じたより効率的な污水处理施設整備を検討する必要があります。
- また、上水道については、良質な水の安定供給を図ることはもちろん、効率的かつ効果的な経営に努める必要があります。さらに、水は限りある資源であるため、節水に関する啓発に取り組んでいくことが必要です。



上水道幸子浄水場

主要施策

(1) 安全でおいしい水の安定的な供給

高い普及率を維持し、安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設等の整備を図るとともに、上水道事業の安定経営を目指します。

また、限りある水を有効に利用するため、広報などを通じた節水意識の高揚に取り組みます。

①上水道事業の安定経営

●積極的な漏水対策を行い、有収率の向上を図ります。また、事務の効率化、建設コストの縮減を図り、経済的な運営を行います。

②浄水場、配水池、配水管等の補修・更新

●浄水場や配水池、配水管等、上水道の各主要施設の補修・更新を今後も計画的に実施します。

③節水意識の高揚

●町広報誌や町ホームページを活用し、節水に関する啓発を行います。

(2) 公共下水道の計画的整備

生活環境の改善と公共用水域の水質保全のために、今後とも計画的な公共下水道整備を進めます。また一方で、合併処理浄化槽の設置との連携を考慮しつつ、公共下水道区域の見直しを行うなど、効果的かつ効果的な手法での下水道の総合的な整備を目指します。

①下水道の計画的な整備

●事業認可区域内においては、財政部局との調整を図りながら着実に整備を進めます。

②公共下水道への接続の推進

●公共下水道整備済の区域においては、接続を促進するため、早期接続への助成制度の継続や啓発活動等を積極的に行い、接続率の向上を図ります。

③下水道の有用性についての意識啓発

●町広報誌に下水道の有用性に関する記事を掲載し啓発を行います。また、小中学生を対象とした下水道作品展を充実させ、水環境に対する意識の向上を図ります。

(3) 合併処理浄化槽設置の推進

生活環境の改善と公共用水域の水質保全のために、公共下水道の整備まで長期間を要すると考えられる区域や公共下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。

①合併処理浄化槽設置に対する補助金の交付

●公共下水道の整備まで長期間を要する区域や整備区域外においては、合併処理浄化槽設置について、補助金を交付するなどして設置を推進します。

◆みんなができること◆

- 水は大切な資源であるとの意識を持ち、節水に努めます。
- 下水道が環境に果たす役割について理解を深めます。
- 公共下水道への接続、または合併処理浄化槽の設置により、水路や河川の美化に努めます。

基本政策の方向性

ごみ処理の現状や環境問題についての広報・啓発を行い、住民・事業所・行政の協働による取り組みや3R活動を推進してごみの減量化を図ります。また、良好な環境を保全していくため、適切な監視・指導による公害の発生防止に努めます。

現況と課題

- ごみの焼却や埋立による環境への悪影響を減らすことや、限りある資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくるため、ごみの3R（Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）によるごみ処理・リサイクル対策の推進が求められています。また、事業活動による公害発生に対しても、適切な防止措置を講じることが強く求められています。
- 本町は、一般廃棄物については、豊前市外二町清掃センター内にリサイクルセンターを整備しており、より細やかな分別収集や、生ごみ処理容器の購入補助を実施するなど、ごみの3Rによる再資源化・減量化を促進しています。また、産業廃棄物については、京築保健福祉環境事務所と連携し、企業に対する適切な指導・管理や、不法投棄防止のための巡回及び看板の設置にも取り組んでいます。さらに、公害防止の環境づくりとして、環境対策を要する事業所とは環境保全に関する協議や協定の締結を行っています。
- 前期基本計画期間においては、ごみの分別についての広報啓発活動により住民の意識が向上しつつあります。産業廃棄物に対しては、警察、県との連携による対応体制を構築し、不法投棄に対しては迅速に対応を行っています。また、環境対策を要する事業所の進出の際には、環境保全についての協議を実施しました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続きごみの3Rや産業廃棄物対策を推進するために、住民・事業所との連携のもと、取り組みを継続する必要があります。また、公害発生に対する規制及び監視を継続することも重要です。さらにPM2.5(微小粒子状物質)などによる大気汚染など、公害の広域化に対応して、広域での連携した対応が必要となっています。



豊前市外二町清掃センター

主要施策

(1) 一般廃棄物対策の推進

ごみの減量化及び再資源化を図るため、分別収集の徹底を図ります。また、生ごみ処理容器購入への補助や自然環境に配慮した事業を推進します。

①ごみ出しのマナー等の啓発の推進

- ごみ出しに関する留意点をまとめた分かりやすいパンフレットの作成やごみ集積場所への啓発看板の設置等により、ごみの分別収集を推進しごみ出しのマナー等について啓発を行います。

②コンポスト等生ごみ処理容器購入の支援

- ごみの減量化を推進するため、一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、一般家庭がコンポスト等生ごみ処理容器を購入した場合にはその費用の一部を補助します。

(2) 産業廃棄物対策の推進

「事業者自己処理の原則」に基づいて適切な処理が行われるよう、排出業者への指導・監視体制を整えます。

①排出業者への指導・監視体制の整備

- 法令に基づく廃棄物処理がなされるよう、関係機関と連携した指導・監視体制の整備に努めます。

(3) 不法投棄対策の推進

関係機関と連携を図りながら各種対策に取り組み、不法投棄の防止に努めます。

①不法投棄対策の実施

- 看板の設置や巡回、土地所有者への適切な土地管理方法の指導などにより不法投棄の防止に努めます。また、不法投棄を発見した際は、警察等関係機関と連携して適切に対応します。

(4) 公害防止の環境づくり

近隣や町内に進出する一部企業については、環境保全協定の締結を求めるなど、公害発生の防止に努めます。

また、広報・啓発活動により、公害問題に関する正しい知識の普及に努め、住民の日常の取り組みに役立っています。

①事業所の進出時における公害防止対策の推進

- 近隣や町内に進出する環境対策を要する事業所等については、進出に伴う様々な環境面での弊害に配慮するよう、環境保全協定の締結を求めるなどして、未然に公害の発生防止に努めます。

②公害問題に関する広報・啓発活動の実施

- 公害問題に関する正しい環境認識の確立を目指して広報・啓発を行い、公害発生の未然防止を図ります。野焼き・生活音など、身近な公害についても意識啓発を図ります。また、PM2.5についても、広報・啓発を行います。

◆みんなができること◆

- unnecessaryなものを買わない・もらわないようにして、ごみを減らす生活を心がけます。
- ごみはしっかりと分別します。
- 買い物には買い物袋（エコバック）を持参します。
- 日頃の生活を見直し、省エネルギーに努めます。
- ごみのポイ捨てをしないようにし、また、ポイ捨てや不法投棄がされないようなきれいな町を保ちます。

基本政策の方向性

自然災害や火災の被害が最小限に食い止められるよう、住民、地域コミュニティ、事業者、その他関係機関と連携のもと、適切な対応がとれる体制の確立・強化を目指します。

現況と課題

- 平成23年3月に起こった東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）をはじめ、局地的な豪雨による洪水など、近年、想定を超える災害が起きています。被害を最小限に抑えられるよう地域防災計画の策定とそれに基づく防災対策の実施が強く求められています。
- 本町では、災害対策基本法に基づいて平成25年11月に「吉富町地域防災計画」を全面改訂しました。風水害、地震・津波災害、大規模事故災害等に関して、町、その他の防災関係機関、関係団体及び住民の役割、責任、業務等についての基本的な指針を示しています。
- 前期基本計画期間においては、東日本大震災を教訓に、地域の実情にあわせた防災体制を整備するため、平成23年度に全自治会に自主防災組織の設置を行い、平成25年度からは、全町を対象にした防災訓練を年1回定期的に開催しています。住民に対しては、ハザードマップによる災害危険箇所の周知や、広報紙、講演会等による防災意識の啓発を進めています。さらに、備蓄物資の購入や庁舎への非常用電源の整備、避難所施設の耐震化や機能強化、住宅地における消火栓等の消防施設の整備など、様々な分野で積極的に大規模災害への備えを進めています。
- これからの中期基本計画期間においては、災害への対応を万全にするため取組を継続するとともに、避難行動要支援者の避難支援についても日頃からの十分な検討と備えが必要です。災害時等に地域防災活動の要となる消防団や自主防災組織の機能強化や人員の確保・育成についても積極的に進める必要があります。また、消火栓は町内に網羅されていますが、大規模火災への対応においては不十分な所があるため、防火水槽の設置等についてもさらに進めていく必要があります。



全町対象の防災避難訓練

主要施策

(1) 消防体制の強化

大規模な火災等にも対応できる消防水利を町内全域に網羅し、安全で住みよい環境を整備するとともに、火災予防の広報啓発を実施し、住民の防火意識の高揚を図ります。

① 防火水槽等消防水利の確保及び消火栓ホース格納箱の整備

- 初期消火体制を充実し火災による被害を最小限に抑えるため、防火水槽や消火栓を計画的に整備します。また、消火栓のそばにホース等の格納箱を設置し、近隣住民による初期消火体制の充実を図ります。

② 火災予防広報・啓発活動の実施

- 火災を予防するための広報・啓発活動を実施し、防火意識の高揚を図ります。また、設置が義務化された住宅用火災警報機等の設置をさらに促進します。

③ 消防団の充実強化

- 消火活動の要となる消防団が消火活動等に使用する設備の充実や、消防団員の確保、訓練等による団員の育成など、消防団のさらなる充実強化を図ります。

(2) 防災体制の強化

防災体制をハード・ソフト両面で総合的に充実強化し、大規模な災害時の被害を最小限にとどめることで、安全で安心なまちづくりを推進します。また、要配慮者支援体制を整備、充実させるとともに、自主防災組織の拡充を図ります。

① 災害に強い組織・ひとづくり

- 災害時において迅速かつ適切な行動を可能にするため、地域における自主防災組織の育成・強化を図り、関係者や住民による防災訓練を実施します。また、防災講演会や各種防災研修会の開催により、地域住民による防災活動の更なる推進を支援します。

② 災害に強いまちづくり

- 公共施設や避難所における防災機能の強化や危険箇所の監視体制の整備、住宅の耐震化等、総合的な災害対策を計画的に進め、災害に強いまちづくりを推進します。

③ 応急活動体制の整備

- 大規模災害時における避難者等に対する食料等の緊急物資を計画的に備蓄し、災害に備えます。また、近年多発する局地的な豪雨、大地震で発生する津波等に対応できるよう、さらなる情報提供体制の充実や災害対応資機材等の整備充実を図ります。

④ 災害対策基本法等の改正に伴う吉富町地域防災計画の見直し

- 災害対策基本法等の改正に準じた、吉富町地域防災計画の見直しを行います。これにより、防災活動の適切な実施を可能とし、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ります。

◆みんなができること◆

- 日頃から防災意識を高めて、災害が起こったときには自分の身を守り、お互いに助け合うことを意識します。
- 防災訓練には積極的に参加します。また、地域の防災活動には積極的に協力します。

基本政策の方向性

身近な危険から生活を守るため、住民、地域コミュニティ、事業者、その他関係機関と連携のもと、防犯対策や交通安全などを推進します。

現況と課題

- 住民生活のなかで最も件数が多く身近に潜む危険である交通事故や犯罪について、これらの発生を減らす環境の構築を進めることは、住民が安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めるうえで大変重要です。
- 本町では、防犯について凶悪犯罪はほとんどありませんが、近年は子どもなどの社会的弱者が被害者となる犯罪が社会的問題となっており、地域ぐるみの防犯体制の強化が必要です。
- 交通安全については、全国的に交通事故が減少する傾向にありますが、高齢者が被害者または加害者となる事故や死亡事故の割合が高くなっています。本町においても人身事故は減少傾向にあるものの、毎年40件前後の人身事故が発生しており、引き続き交通安全に対する取り組みが求められています。
- 前期基本計画期間においては、防犯について、青色回転灯を装着した公用車による防犯パトロールを実施しました。また、交通安全については、自治会などの要望を通じて、カーブミラーや区画線等の交通安全施設の設置や取り換え・修繕を随時行いました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続き犯罪のない町を目指して防犯対策を継続していく必要があります。また、安全な交通環境の整備についても、引き続き進める必要があります。さらに、近年では一人暮らしの高齢者などを狙った悪質な訪問販売や通信販売、食の安全など消費者被害の発生が大きな社会問題となっており、住民への情報提供などにより、トラブルに巻き込まれないよう啓発を行う必要があります。



青色防犯パトロール

主要施策

(1) 防犯体制の強化

防犯パトロールの充実や、関係機関との連携体制、住民・地域ぐるみの防犯体制を強化し、犯罪の抑止力を高めることで、地域から犯罪をなくし、安全で安心な住みよいまちづくりを推進します。

①防犯設備の整備

- 防犯カメラをまちの要所に設置するなど、防犯設備の整備、充実による安全な環境の構築を図ります。

②自主防犯パトロール(青色防犯パトロール)の実施

- 青色回転灯を装着した車両を活用し、地域の防犯団体による自主的な防犯パトロールの実施を支援します。

③防犯広報・啓発活動の実施

- 警察などの関係団体と連携し、犯罪発生の情報や予防方法など防犯に関する情報を広報・啓発し、住民の防犯意識の向上を図ります。

④子どもを見守る運動の実施

- 吉富町青少年育成町民会議などを中心に、学校や地域、警察等が連携し、町内の重点箇所において、子どもたちが安心して登下校できるよう見守り運動を推進します。

(2) 安全な交通環境整備

カーブミラーや区画線の設置等により、交通事故を起こしにくい交通環境を整備するとともに、交通安全に関する広報・啓発活動や教育を通じて、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進します。

①交通安全施設の整備

- 安全な交通環境の実現を図るため、交通危険箇所においてカーブミラーや区画線等の交通安全施設の設置・修繕等を行います。

②交通安全広報・啓発活動、教育事業の実施

- 警察や交通安全指導員等と連携し、交通安全に関する広報・啓発活動や子ども及び高齢者への交通安全教室を実施し、住民や通行人の交通マナーの向上を図ります。

(3) 消費者行政の推進

近年、消費生活が多様化する中で、販売方法やサービス、安全性等に関する様々な問題が起こっています。関連機関と連携し、消費生活情報の提供や消費生活相談等を行い、消費者対策を推進します。

①消費者啓発の推進

- 若年者と高齢者を対象とした消費生活情報の冊子やチラシを配布するとともに、注意すべき事例が発生した場合に、広報、ホームページ、全戸回覧、防災無線等で注意を呼びかけます。

◆みんなができること◆

- 車を運転するときには歩行者に配慮したやさしい運転を心がけます。
- 道路を通行するときには交通マナーを守ります。
- 消費生活に関する情報には注意し、トラブルに巻き込まれないように常に心がけます。

基本目録

3

人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり

3 人々の「心」と「つながり」が輝くまちづくり

1. 学校教育の充実 **【重点】**

- (1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす特色ある教育の推進
- (2) 豊かな心・健やかな体の育成
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 教育環境の整備・充実
- (5) 信頼される学校づくり

2. 社会教育の充実

- (1) 社会教育環境の整備・充実
- (2) スポーツ活動の支援
- (3) 生涯学習の支援体制整備
- (4) 芸術・文化の振興
- (5) 図書室機能の強化と読書活動の推進

3. 文化財の保存・活用

- (1) 文化財の保護・整備と活用
- (2) 人材の確保と育成
- (3) 地域文化活動の活性化

4. 家庭や地域ぐるみでの教育の推進

- (1) 家庭・地域の教育力の向上
- (2) 家庭、地域コミュニティ、学校等の関係機関との連携強化

5. ふるさとを知る活動の推進 **【重点】**

- (1) ふるさとを知る活動の実施

6. 国際交流の促進 **【重点】**

- (1) 国際社会に通用する人材育成

基本政策の方向性

社会を生き抜く力を養うため、「確かな学力の定着」「豊かな心」「健やかな体」を基本に、子ども一人ひとりの発達に応じた学習環境の充実を図ります。

また、学校評価システムを活用した学校の自己点検・自己評価や教職員の指導力の向上に取り組むとともに、PTAや学校評議員と連携を進め、学校、地域、家庭が一体となった信頼される学校づくりを推進します。

現況と課題

- 子どもたち一人ひとりが、それぞれの個性や能力を伸ばし、その可能性を開花させるための基礎を培うことが、学校教育の重要な役割です。その中心的な担い手となる学校や幼稚園等の運営においては、市町村がその実施主体として責任を持って教育行政を行うとともに、子どもたちを取り巻く家庭や地域における教育とも連携して取り組むことが求められています。
- 本町では、平成27年度において、吉富幼稚園で2人の園児、吉富小学校で368人の児童、吉富中学校で381人の生徒が学んでおり、子ども一人ひとりの発達に応じた学習環境の充実や、家庭・地域との連携による信頼される学校づくりを推進しています。
- 前期基本計画期間においては、学力向上プランに基づく「寺子屋よしとみ」の実施などによる学力の向上や、小学校就学前からの英会話ふれあい事業の実施、読書活動の推進等による個性や能力を伸ばす教育を推進してきました。
- また、あいさつ運動の実施や小学校運動場の一部芝生化などにより、子どもたちの豊かな心・健やかな体の育成に努めました。
- このほか、教職員の指導力向上のための研修への積極的参加の推進や、学校評価システムによる自己点検・自己評価による課題の改善、PTAや地域との連携等により、信頼される学校づくりに努めています。
- これからの中期基本計画期間においては、前期基本計画におけるこれらの施策を継続していくとともに、本町の特徴的な取り組みとして子ども一人ひとりの個性や能力向上に重点的に取り組みます。



吉富小学校



吉富中学校

(1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす特色ある教育の推進

子どもたちがこれからの社会を生き抜き、さらに未来社会をリードしていく人材として育てていくよう、学力向上プランの推進や個性や能力を伸ばす教育の推進を継続します。そのための基盤づくりとして、英会話ふれあい事業の充実や小中学校の連携強化、学校や家庭での読書活動などを推進します。

① 特色ある教育内容の充実

- 就学前教育の充実に向け、幼保一体化施設としての特色ある教育課程の編成に努めます。
- 二つの市町の小学校で構成される吉富中学校において、小・中連携生徒指導委員会の運営により、学習規律と規範意識の育成を中心に小学校から中学校まで一貫した指導を行います。
- 外国語(英語)教育の充実として、異文化交流授業を通じて国際理解力を育み、中学卒業時には日常英会話ができるような将来の地域を担う人材を育成します。
- 時代のニーズにあった情報機器の導入を検討しながら情報教育を推進します。

② 確かな学力の定着

- 学力向上プランを着実に実施し、確かな学力を身につけます。また、プランに基づき、地域の人材を活用した実学を学ぶ機会を活用し、学ぶ力、学ぶ意欲の向上に努めます。
- 子どもたちの学力向上をめざし、小学校高学年を対象とした吉富町学力向上推進事業「寺子屋よしみ」を継続します。

③ 家庭・地域・学校における読書活動の促進

- 図書室への図書の整備や専門的知識を有した図書司書を配置し、学校・家庭での子どもの読書活動を促進します。

(2) 豊かな心・健やかな体の育成

あいさつ運動やさまざまな体験活動を通して、子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成を図ります。また、不登校をはじめ不安を抱えている生徒に対して、教育相談体制の充実を推進します。

① 豊かな心・健やかな体の育成

- 基本的な生活習慣や規範意識、生命の尊重など、生きる力の基礎となる子どもたちの豊かな心の育成に努めるとともに、体力向上プランを改善して子どもたちの体力向上に取り組み、健やかな体の育成を図ります。

② 道徳教育の充実

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため道徳教育の充実を図ります。

③ ボランティア活動の推進

- 地域に根差したボランティアによる多様な体験活動の提供に努め、子どもたちの豊かな心の育成を図ります。

④ 体験活動の充実

- 地域や企業などと連携して生徒の職業体験の場を確保し、キャリア教育を充実させます。

⑤ 教育相談体制の充実

- 子どもたちや家庭の教育に関する悩みに対して、専門家による教育相談の体制を充実し、一人ひとりの子どもに応じた教育的ニーズを的確に把握し、必要な支援を行います。

(3) 特別支援教育の充実

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加を支援するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、特別支援教育の充実による適切な指導及び必要な支援を行います。

① 教育的ニーズに応じた適切な特別支援教育の充実

- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ、多様な教育の場を確保することで適切な特別支援教育の充実を図ります。
- 小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、日常生活動作の介助を行ったり、学習活動上のサポートを行ったりする「特別支援教育支援員」の活用を促進します。

(4) 教育環境の整備・充実

子どもたちが安全安心で快適な環境で学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備充実を図るとともに、最新の情報技術の活用を推進し、より子どもたちにとって親しみやすく理解しやすい授業の実施環境の構築を図ります。

①学校施設の整備・充実

- 学校施設の機能強化や老朽化対策を推進し、児童生徒の教育環境の整備・充実を図ります。

②情報教育の推進

- コンピューターやインターネットなどの情報通信技術を活用した授業を、積極的に実施します。

(5) 信頼される学校づくり

学校評価システムを活用して学校の自己点検・自己評価を行い、その結果を学校づくりに取り入れることにより信頼される学校を目指します。また、PTAや学校評議員と連携を図り、学校、地域、家庭が一体となった学校づくりを推進します。

さらに、教職員の指導力向上のため、校内研究を充実させるとともに、各種研修会や移動教育委員会等で授業公開を行います。

①学校評価システムの確立及び公表

- 学校評価システムによる学校評価内容の充実を図り、確実な評価、公表を行って評価に基づく改善を図ります。また、学校関係者評価委員会を開き、意見を聴取することで、学校運営に反映させます。

②コミュニティ・スクールの実施

- PTAや学校評議員制度を活用するとともに「地域とともにある学校づくり(コミュニティ・スクール)」を実施し、家庭や地域と連携・協働による学校運営に努めます。

③教職員研修の実施

- 国や県による研究発表等の機会をとらえ計画的な職員研修を実施するとともに、各種研修会や移動教育委員会で授業を公開し、教職員の資質向上を図ります。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
全国学カテストのポイント（新規）	－	全国平均値以上
コミュニティ・スクールの導入率（新規）	－	100%

◆みんなができること◆

- 日頃から学校や学校教育に関心を持ち、学校の行事等には積極的に参加・協力します。
- 地域での課外活動や体験活動には、ボランティアとして積極的に協力し、地域の子どもたちを地域みんなで育てます。
- 家庭や地域、学校の役割について認識し、それぞれが地域の学校づくりに取り組みます。

基本政策の方向性

いつでもだれでも自主的・自発的な学習やスポーツ活動に親しむことができるよう、生涯学習やスポーツに関する情報の提供を行うとともに、社会教育施設の計画的な維持・管理を行います。また、様々な活動によって得た成果を地域社会やまちづくり活動などに活かせる仕組みづくりに取り組みます。さらに、住民が芸術・文化に親しむ機会の提供や自主的な芸術・文化活動への支援を行います。

現況と課題

- 社会の成熟化に伴って住民の生涯学習への関心が高まっていますが、この生涯学習のうち、学校教育や個人学習などを除いた広く社会で行われる教育を社会教育と呼びます。これからの社会教育では、個人の趣味・教養を充たす活動とともに、地域の課題解決に向けた学習・活動なども含んだ幅広い分野での取り組みが求められています。
- 本町では、吉富フォーユー会館を中心とした各種講座や教育学級、講演会・文化活動などの開催、さらに各種社会教育団体の育成など多面的な社会教育環境の整備を進めています。また、体育協会の育成支援を中心として町民のスポーツ活動にも幅広く支援を行っています。
- 前期基本計画期間においては、各種生涯学習講座を行って住民が学習する場や機会を提供しています。また、スポーツの分野では、体育協会が主催する吉富ジュニアスポーツアカデミーで、幼児や小学生の体力の向上、底上げを図っています。
- 幅広い年齢層に利用されている図書室では蔵書の充実を図るとともに、本にふれ、親しむきっかけとしてのブックスタート事業などを実施しました。
- さらに、講演会などを開催して住民が芸術・文化にふれる機会を提供するとともに、文化協会が主催する文化祭の開催支援などを通して、住民の自主的な芸術・文化活動を促進しました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続き、だれもが気軽に生涯学習やスポーツに親しみ、芸術・文化にふれ活動できる環境整備に取り組むとともに、住民として対処することが必要な地域の課題についての学習や活動についても、社会教育における重要な分野として取り組みを進めます。



吉富町民文化祭

主要施策

(1) 社会教育環境の整備・充実

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編整備を進め、社会教育施設の適正な維持管理と利用促進を図ります。また、社会教育環境の充実に向けた人材の育成・確保を図ります。

①社会教育環境の機能充実と利用促進

- 公共施設等総合管理計画に沿った社会教育環境の機能充実を推進し、その利用促進を図ります。

②人材の確保と育成

- 社会教育施設の有効活用や社会教育事業の充実に向けた専門職員等の確保と社会教育に係る関係者・関係団体の育成を図ります。

③ボランティア活動に向けた意識づくり

- 社会教育に関する様々な活動によって得た成果を地域におけるボランティア活動などに活かしてもらえよう、地域活動への参加に向けた意識づくりを進めます。

(2) スポーツ活動の支援

多くの住民がスポーツ活動に親しみ、体力の向上と健康の維持・増進を目指すとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成が促進されるよう、総合的なスポーツ振興を推進します。

①スポーツ活動支援体制の整備

- スポーツの振興を目的として、社会体育団体や社会教育団体、学校、行政などが一体となり、地域スポーツ振興について包括的に検討していくための連携・協力体制づくりを推進します。
- 種目・世代・志向などに応じた、多様なスポーツ機会の創出を図ります。
- 住民のスポーツ意識の高揚や、体育・スポーツに関する団体・人材等の育成を図り、地域におけるスポーツ環境を整備します。

(3) 生涯学習の支援体制整備

住民に学習機会を提供している各種生涯学習講座を継続して実施します。また、パソコン教室の開催など住民が情報技術にふれる機会を提供します。

①生涯学習の推進

- 生涯学習講座や1日教室を開催し、住民が自由に学習する機会を提供します。また、通年教室としてパソコン教室を実施します。

(4) 芸術・文化の振興

住民が優れた芸術・文化にふれる機会を提供するとともに、住民の自主的な文化・芸術活動の支援・育成を図り、芸術・文化活動を推進します。

①芸術・文化に親しむ機会・場の提供

- 吉富フォーユー会館を拠点として、あらゆる年齢層に優れた芸術・文化にふれる機会の提供に努めます。

②自主的な芸術・文化活動への支援

- 住民の自主的な芸術・文化活動に対して、必要な支援を行います。

(5) 図書室機能の強化と読書活動の推進

図書室機能の強化・充実を図り、住民が利用しやすい環境を構築するため、新規に図書館施設の整備を検討するとともに、引き続き蔵書の充実を図り、子どもや住民が本に親しむ機会の提供に努めます。

① 図書館建設の検討

- 住民による図書室利用ニーズの拡大に対応して、蔵書の充実度に比べ規模が小さい現図書室の機能強化のため、図書館建設の検討を行います。

② 蔵書の充実と利用促進

- 図書室の蔵書を引き続き充実させて、住民がより多くの図書に親しむ機会を提供するとともに、図書室のさらなる利用促進を図ります。

③ ブックスタート事業の実施等読書活動の推進

- 1歳6ヶ月児健診時に、絵本を介して親と子がふれあうきっかけづくりとして行っているブックスタート事業を継続します。

④ 町内読書ボランティア団体等の連携強化

- 幼児期からの読書習慣を身に付けさせることにより子どもの読書活動を推進するため、町内読書ボランティア団体等の連携強化を図ります。

◆ みんなができること ◆

- 芸術や文化に親しむとともに、興味や関心のある分野の生涯学習に取り組みます。
- 一人ひとりのライフステージにあわせて、体力づくりやスポーツ活動に取り組みます。
- 楽しみ、競い合っスポーツ活動に取り組み、得意なスポーツでは他の人にうまくなるコツを教えて、みんなでスポーツに取り組みます。
- 行事や発表会の機会には積極的に参加し、自分が学んだことや培ったことを紹介します。
- 施設や図書資料を住民みんなの資源として活用し、学習を深めます。
- これらの活動全体について、特に若い世代の参加を呼びかけます。



よしみ70kmウォーク

基本政策の方向性

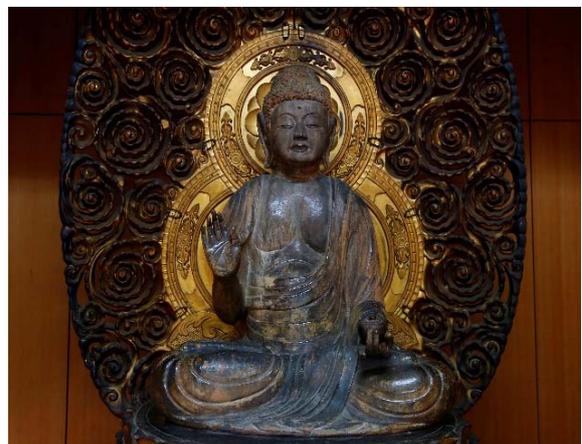
地域の貴重な財産である文化財の保存・活用に取り組むとともに、人材の確保や文化活動の活性化を図ることで、歴史と文化が息づくまちづくりを目指します。

現況と課題

- 文化財は、地域の、さらに我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。
- 町内には、細男舞・神相撲や傀儡子、木造女神騎牛像、木造薬師如来坐像をはじめとして、永く受け継がれてきた貴重な文化財や史跡が豊富にあります。
- 前期基本計画期間においては、地域の歴史的・文化的遺産であるこれらの文化財の状況の把握や修繕・整備に努め、包蔵地区の更新に係る埋蔵文化財発掘調査員を配置するとともに、古文書解読研究講座を定期的に関講しました。
- また、文化財や伝統芸能を保存し後世に伝えていくために、土屋神楽保存会や番所踊り保存会など文化財を核とした団体・活動や地域学習などの自主活動を支援し、若年層からの文化財愛護精神の啓発への取り組みを通して将来への継承を図っています。
- これからの中期基本計画期間においても、文化財の保護、整備やその学習活動への活用を図るとともに、継続的な専門員の確保や、文化財保護団体の自主活動への支援・活性化、将来への継承に努めていく必要があります。



木造女神騎牛像



木造薬師如来坐像

（１）文化財の保護・整備と活用

散逸・風化の危機にある文化財を計画的に保護・整備し、活用を図るため、文化財の保護・整備と学習活動への活用を行います。

①文化財の保護・整備と活用

- 文化財を計画的に保護・整備し、地域の歴史や文化、伝統の保存及び継承を推進し、活用を図ります。また、文化財等の史料の保存や公開のあり方についても検討します。

（２）人材の確保と育成

専門知識を有する人材の確保に取り組むとともに、文化財の専門知識、技術等の習得による人材育成に努めます。

①人材の確保と育成

- 埋蔵文化財包蔵地図の見直し整備として配置した専門員についての常駐的な配置を検討し、より一層の文化財の保存・保護を行います。
- 専門の講師を招き文化財に関する講座等を開催し、住民の専門知識や技能の習得、向上を図ることで、文化財保護に対する意識及び愛護精神の向上を図ります。

（３）地域文化活動の活性化

貴重な財産である文化財を核とした活動や、地域学習などの自主活動を支援し、その活性化を図ります。また、若年層からの文化財愛護精神の啓発に取り組み、将来への継承を図ります。

①地域文化活動の活性化と支援

- 団体の育成・支援、学習機会や啓発活動の充実等を継続し、地域における歴史や文化、伝統に対する意識の高揚と活動の活性化を図ります。
- 文化財専門員の常駐化を契機として、町内の若年層などが文化財に接し学習する機会を増やし、住民による文化財愛護精神の啓発に取り組みます。

◆みんなができること◆

- 文化財は住民みんなの貴重な財産として大切にします。
- 子どもから大人まで、町の文化や歴史に親しみ、町を大切に思う心を育みます。

基本政策の方向性

子どもたちが心豊かで健やかに育つことができるよう、家庭、地域社会、学校教育、就学前教育の連携を強化し、家庭教育の再生と充実に継続的に取り組みます。

また、地域住民の経験や知識を活用し、世代間交流の促進や体験活動への支援を行い、地域の絆の創出へとつなげます。

現況と課題

- 社会が複雑多様化し子どもを取り巻く環境も大きく変化するなか、学校が様々な課題を抱えている一方で、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。こうした状況の中、これからの教育は、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。
- 本町でも、地域コミュニティの希薄化や核家族化に伴い、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。近年では、子育て家庭の孤立が子どもへの虐待やネグレクト等につながるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているため、地域の見守り体制により子どもを守ることができる地域力が必要となっています。
- 前期基本計画期間においては、教育部局と福祉部局の部署の連携により、町内保育所・幼稚園・小中学校が行う家庭教育学級事業を支援し、家庭教育の再生・充実を図りました。
- また、地域による子育てを実現するため、地域住民と連携したキッズクラブの活動や子ども会活動等を支援し、その活動を通じて家庭、地域学校等の連携強化に向けた取組を行いました。
- これからの中期基本計画期間においては、関係部署間の情報共有や連携を行い、家庭、地域、行政が一体となり、必要なときに必要な支援を行える体制づくりを進めていく必要があります。



キッズフェスティバル

主要施策

(1) 家庭・地域の教育力の向上

子育て環境の基幹である「家庭教育」を再生し、その充実を図るため、家庭教育の向上に向けた支援に取り組みます。

①家庭教育支援の促進

- 子育てに関する情報の収集・発信を行い、家庭教育が果たす役割の充実を図ります。また、町内保育所・幼稚園・小中学校が行う家庭教育学級事業などの支援を継続し、家庭教育向上のための学習機会の提供に努めます。

②家庭教育宣言運動の推進

- PTAが主体となって取り組む「規則正しい生活習慣づくり」の一貫として、県全体で取り組んでいる「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進を支援します。

(2) 家庭、地域コミュニティ、学校等の関係機関との連携強化

保護者や地域社会の教育力との連携・協力を推進するために、子どもたちの関わる保育所・幼稚園・学校行事等での地域の協力や参画を進め、相互の信頼関係を築くとともに、子育て支援事業を推進し地域における子育ての実現を図ります。

①保育所・幼稚園・小中学校・家庭、地域との連携強化

- 保育所・幼稚園・小学校・中学校での活動において、寿会や各種団体、ボランティアなどの地域の人々から学ぶ体験活動などを通じて地域ぐるみでの教育活動を推進します。また、子ども会やキッズクラブの育成を図り、子どもたちが地域の中で様々な活動体験ができる機会を創出します。

②地域、家庭、学校の連携による青少年の健全育成

- 地域、家庭、学校との連携により、地域全体で子どもを見守り、育てていく環境を整備し、青少年を健やかに育成するための地域環境づくりを進めます。

◆みんなができること◆

- 地域の子どもたちを地域の住民みんなで育てていきます。
- 子どもが発するサインを見落とさないよう、日頃の声かけを行い、積極的にサポートしていきます。



子ども会カルタ大会

基本政策の方向性

家庭、地域、学校教育、就学前教育、社会教育の連携や、住民との協働のもと、これまで町で培われてきた歴史・文化や自然環境、さらに現在の人々の暮らしなどふるさとを知る活動を推進し、郷土愛の醸成を図ります。

現況と課題

- 「ふるさとを知る」活動が多く地域で取り組まれています。それは、地域の資源を活用した学習活動を通じて、その地域のよさと課題を発見し、課題解決への取組参加を促すとともに、活動から得られた充実感や満足感、人と人との絆などによりその地域をふるさととして愛し、誇りをもつことにつながるからです。
- さらに、この学習活動を通して培われた、ふるさとへの思い、愛着や誇りは、将来の自分自身を支えるとともに、国際化に対応していく重要な基盤となるからです。
- 本町には、昔から大切に受け継がれてきた自然や貴重な文化財・史跡、さらにその歴史を受け継ぎながら営んできた人々の暮らしや地域のつながりがあります。
- 前期基本計画期間においては、住民による町への愛着を醸成することを目的として「ふるさとを知る活動」の全町的な展開がうたわれましたが、具体的な活動にはつながりませんでした。
- 中期基本計画期間においては、既に取り組みが進められている文化財の保護・活用や地域文化活動なども連携しながら、生まれ育った町を深く知り、自分の「ふるさと」を学ぶ機会を提供するとともに、ふるさとの良さを伝えられる人づくりを進める必要があります。

主要施策

(1) ふるさとを知る活動の実施

町への愛着を醸成することを目的に「ふるさとを知る活動」を幅広く展開します。

① ふるさとを知る活動の実施

- 町に息づく歴史、文化、自然について、子どもから大人まで分かりやすく知ることができるように、広報誌などでの周知を行います。
- 地域の歴史・文化や産業に関わる各種活動団体との協働のもとで、身近な歴史・景観・生活資源などの整理を行い、その情報を活用した人材の育成や、世代間交流の機会を創出します。
- 町外に居住する町出身者に対して、ふるさとである吉富町についての情報発信や意見交換を行うことで、町への愛着を醸成し、町への協力や将来の帰郷につなげていけるような交流の仕組みの創出を検討します。

成果指標

* SNS: ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス

指標の内容	現況値	目標値
ふるさと情報の発信(新規)	—	毎年10回
町外向けSNS*の旧町民の登録者数(新規)	—	100人

◆みんなができること◆

- 町の歴史や文化を学習し、育った町を大事に思う心を育みます。
- いろいろな世代が交流し、町の歴史や文化を子どもたちに確実に伝え、ふるさとを知り、理解を深めるために協力していきます。

基本政策の方向性

外国の文化や習慣等を理解・尊重できるよう、次世代を担う子どもたちを中心に国際交流の機会を確保するとともに、外国語やその文化にふれることのできる機会の創出・確保に努めます。

現況と課題

- 今日の急速な科学技術の発展、あわせて国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れが地球規模に拡大されています。このような中で、諸外国との交流においては、従来の国家間レベルだけでなく、地域レベル、草の根レベルの交流がより重要になってきており、国際交流は、国民一人ひとりの身近な問題となってきています。
- この地域レベルの交流は、異文化の理解等諸外国との相互理解を一層推進するとともに、その過程において自らの地域の独自性を明確にし、さらに魅力ある地域づくりの手助けともなります。
- 本町では、このような国際的な視野を持つ人材の育成を目指して、平成22年度から「英会話ふれあい事業」として、吉富小学校の全学年、町内の認可保育所、子育て支援センターにおいて、英語指導助手による外国語活動を実施し、子どもたちが英語に慣れ親しむ機会づくりを行っています。
- 前期基本計画期間においては、この「英会話ふれあい事業」を継続して実施しました。さらに、平成24年度からは英語短期語学研修参加費助成金交付事業を実施して、小学生の研修参加を促進し、異文化体験による語学力の向上と国際感覚の育成に努めました。
- また、平成22年度から町内で設置している、通り案内看板、施設案内看板に英語併記を行い、英語を身近に感じる機会の創出に努めました。
- これからの中期基本計画期間においては、特に次世代を担う子どもたちのため、町の特色ある取り組みである「英会話ふれあい事業」を継続するとともに、身近に国際感覚を養えるよう、様々な場面で外国語に触れる機会を創出するなどして、国際交流機会の拡充を図る必要があります。



英会話ふれあい事業

主要施策

(1) 国際社会に通用する人材育成

子どもたちが英語に慣れ親しみ、英語を身近に感じる機会をつくることで、中学校卒業までに日常英会話ができる基盤づくりを行います。また、幼児期から国際感覚を育むことで、語学力の向上や国際社会に通用する人材の育成を図ります。

①英会話ふれあい事業の実施

- 町内認可保育所・幼稚園、子育て支援センター、小学校等で英語指導助手との交流を通して、英語や外国文化にふれる機会をつくり、コミュニケーション能力や国際理解を培う活動を行います。
- 英語短期語学研修参加費助成金交付事業を継続し、語学研修への参加を通して小学生の異文化体験を促進します。

②公共空間における外国語標記の推進

- 町内の主要道路や公共施設に新たに設置する案内版においては、外国語併記を行って国際観を住民内外に広めます。
- 町内の歴史・文化や主要施設などを紹介するガイド等を新たに作成する際は、外国語を併記で作成するなど外国人の訪問を想定した環境の整備を推進します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
短期語学研修の参加人数	44人（27年度）	毎年60人
英検 J r . の受験における平均正答率（新規）	—	毎年80%

◆みんなができること◆

- 異なる歴史や文化を理解し、お互いを尊重します。
- 地域の在住外国人と住民の交流の機会をお互いが積極的につくり、外国語にふれる機会を増やします。



英語併記の案内看板

基本目録

4

人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり

4 人々の「しごと」、地域の「産業」が輝くまちづくり

1. 農業の振興 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業生産基盤、環境の維持・整備 (2) 担い手や後継者の育成・確保 (3) 主要農産物の生産・販売促進
2. 漁業の振興 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 漁業環境の維持・整備 (2) 担い手や後継者の育成・確保 (3) 主要水産物の流通・販売促進
3. 商工業の振興 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商業・商業地の活性化 (2) 商工会等関係団体との連携・支援 (3) 企業への支援
4. 新たな「しごと」の創出 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町内における起業の支援 (2) 事業者等の誘致の推進
5. 農・漁・商・工業の連携・活用	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種産業の連携による新たなものづくりの検討 (2) 直売所の設置
6. 観光資源の創出	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光・レクリエーション資源の活用推進 (2) 新しい観光資源の創出 (3) 地域活性化に関する広域的施策の推進

基本政策

1

農業の振興【重点】

基本政策の方向性

効率的・効果的な農業生産に向けた基盤整備に取り組むとともに、振興作物の栽培拡大・ブランド化の推進や担い手の育成・新規就農者の育成に取り組むことで、活力のある農業づくりを推進します。

現況と課題

- 全国的に農村部での高齢化・人口減少が進行するなかで、農村の活性化とその持続的な発展のためには、地域資源の有効活用により地域の潜在力を最大限に発揮し、産業の育成や雇用の確保、所得の増大を図るとともに、地域全体でのコミュニティ機能を維持・強化していくことが必要とされています。実際に、意欲ある若者を全国から受け入れて新規就農者の育成と移住・定住を促進する取組や、田舎暮らしを希望する都市住民を受け入れて地域社会の活力を取り戻す取組などが、農業及び関連地域産業の衰退を防ぐ活動として行われています。
- 本町では、平成22年農林業センサスにおいて総農家数が284戸、販売農家数が147戸、自給的農家数が137戸となっています。
- 前期基本計画期間においては、用排水路や農道の整備等による生産効率の向上を進め、界木地区・神揚地区の圃場整備事業の実施に向け調整を進めてきました。
- また、高齢化や若者の農業離れにより耕作放棄地が年々増加傾向にあることから、担い手に対して、園芸品目及び効率的経営を目標とした研修会を実施しました。新規就農を志す方に対しては、各種施策の説明を行うとともに、農業振興補助金を創設して支援を行いました。
- さらに、主要農産物の生産・販売促進により町内の農家の所得向上を図るために、振興作物の栽培面積を平成25年の193aから250aに拡大を図りました。また、「美大根（うつくしだいこん）」など町のブランド野菜の開発も進めています。
- これからの中期基本計画期間においては、圃場整備事業について引き続きその範囲拡大を進めるとともに、新規就農者の育成・確保のための担い手支援事業や農業振興補助事業に関する広報活動の強化を図り、経営改善や農地の集積化による生産コスト低減等により農家所得を向上させることで、魅力ある農業の実現を推進していく必要があります。



町の農産物

主要施策

(1) 農業生産基盤、環境の維持・整備

効率的・効果的な農業生産のため、適切な農業振興地域の確保を図るとともに、農業者の総意に基づく土地基盤の整備に努めます。また、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを進めます。

①圃場整備の推進

- 圃場整備のモデル地区として事業を進めている界木地区や神揚地区について、引き続き事業を推進します。

(2) 担い手や後継者の育成・確保

近隣市町、農業委員会、JA、京築普及指導センター等と連携を図りつつ、「京築地域農業・農村活性化推進協議会」を核に営農診断や営農改善方策の提示等を行います。また、農業者が主体性を持って自らの農業振興に取り組むため、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携を図ることができる環境づくりに努めます。

①京築地域農業・農村活性化推進協議会の活動支援

- 「京築地域農業・農村活性化推進協議会」に対して、先進地視察及び研修会の実施などを支援し、情報交換の場を提供して相互の意見交換を促すことにより、農地の集約、経営の効率化を目指します。
- 新規就農者の育成・確保のため、担い手支援事業による給付金支給や営農技術指導等を継続します。

②振興作物栽培に対する助成

- 米麦中心型農業から、市場が求める振興作物として位置づけた園芸品目である赤大根・ブロッコリーやスイートコーン等の本町の農業形態に適した農作物の発掘を行い、各集落説明会などにおいてその普及を目指します。また、該当する農作物に対して、種子・苗代の助成を行います。

(3) 主要農産物の生産・販売促進

関係機関と連携のもと、食の安全・安心に向けた取り組みを強化させるとともに、新たな吉富ブランドの開発や地産地消に努め、農産物の生産・販売促進を図ります。

①吉富ブランドの開発

- 普及センターや農業関係団体等との連携を更に強化し、収益性の高い品目選定並びに作付け拡大と併せて販路拡大を図り、「吉富ブランド」としての農産物開発を進めます。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
認定農業者の育成	7名	10名（最終年度）
振興作物の作付け面積	250a	350a（最終年度）

◆みんなができること◆

- 地産地消に関心を持つようにします。
- 地域で作られた農産物をもっと活かす料理やアイデア、加工食品づくりについて考えます。
- 環境を保全する役割を果たす農業についての理解を深めていきます。

基本政策の方向性

漁業資源の確保や漁業関連施設の整備など、海産物生産環境の整備を推進するとともに、関係機関との連携を図り、経営の合理化や後継者の育成支援に努めます。

また、海産物の付加価値化により流通販路の拡大や販売促進に努め、漁業の振興を図ります。

現況と課題

- 我が国では、食用魚介類の国民1人当たり年間消費量が、平成13（2001）年度の40.2kg／人をピークに減少を続けていますが、一方で、8割近い母親が魚介類を子どもに食べさせたいと調査回答するなど、水産物が健康に良いということが多くの消費者に浸透しています。そのためには、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されることが重要で、漁業資源の適切な保存及び管理とあわせて、漁業経営の安定や原材料・商品の安定供給の確保が必要となっています。
- 本町の漁業は、周防灘を漁場とする底引き網漁業と沿岸の遠浅を利用したアサリなどの採貝を中心として行っています。また、沿岸漁業における栽培漁業としてクルマエビ、ヨシエビの中間育成を行い、ガザミやアサリの放流事業を進めています。近年、本町の漁業従事者・経営体数は年々減少しており、特に後継者となりうる40歳未満の漁業就業者が大きく減少しています。
- 前期基本計画期間においては、毎年、クルマエビ、ヨシエビ等の中間育成後の放流やガザミの直接放流を行い一定の漁獲量が確保されていますが、アサリについてはナルトビエイによる食害等から資源回復の効果は得られず、「かぐや方式」等による新しい取り組みを進めています。
- また、「採る漁業」から「つくり育てる漁業」に向けて中間育成や放流事業を実施していますが、依然として高齢者が中心であり、後を引き継ぐ後継者や新規就漁者育成実現に至っていません
- さらに、地元産の流通拡大や安定的供給のために、出荷調整施設整備を検討していますが、漁業協同組合の人員不足や水産資源の漁獲量減少等から整備の実現に至っていません。
- これからの中期基本計画期間においては、漁業環境の整備や安定的に供給できる特産品の開発、海産物のブランド化などの取り組みを強化させるために、中間育成・放流事業やアサリ・ガザミの資源回復事業と連携して、安定的な漁獲量の確保を行う必要があります。また、県海洋研究所との更なる連携を図り、後継者育成や新規就漁者にとって栽培漁業等の魅力ある漁業構築を進めるとともに、漁業協同組合との積極的な連携を推進していく必要があります。



ガザミとアサリ

主要施策

(1) 漁業環境の維持・整備

福岡県水産業振興対策事業等を活用し、漁業環境の保全・整備を行い、水産資源の回復に努めます。また、「採る漁業」から「つくり育てる漁業」に向け、資源管理型漁業や中間育成等の栽培漁業をより一層推進していきます。

① 中間育成事業の実施

- 栽培漁業として、クルマエビ、ヨシエビの中間育成を行い、沿岸漁業の振興を図ります。

② 放流事業の実施

- ガザミ、アサリの放流事業により、減少し続けている資源の維持回復に努めます。また、「かぐや方式*」など新しい取り組みも積極的に取り入れ、資源の回復を目指します。
*かぐや方式:塩化ビニール製の水道管の上下に網を張った増殖装置内にアサリ貝の稚貝を入れて海で養殖する方式

③ 新たな漁業資源の確保

- 現在取り組んでいる「ネット方式*」による稚貝採取による蓄養の効果について検証を進め、新たな漁業資源としての活用を図ります。
*ネット方式:袋ネットに砂利を敷き詰め選定された漁場へ袋を並べ、天然のアサリ貝の稚貝の付着を待つ方式

(2) 担い手や後継者の育成・確保

漁業協同組合をはじめとする関係団体と連携を図りながら、担い手や後継者の育成・確保に向けた支援を行います。また、漁業振興・活性化のため、意欲ある漁業者グループの育成を強化します。

① 担い手の育成・支援

- 漁業集落改善及び漁業振興協議会への支援により、担い手や後継者の育成・支援に努めます。

(3) 主要水産物の流通・販売促進

「豊前海一粒カキ」に代表されるような水産物のブランド化及び特産品の開発等に向けた支援・協力に取り組みます。また、出荷作業の効率化や水産物の流通・販売促進のため出荷調整施設の整備を検討します。

① 出荷調整施設整備の検討

- 水産物の流通・販売促進のため、出荷調整施設の整備について引き続き検討します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
アサリの漁獲高	10 t	20 t
水産物のブランド化（新規）	—	2 品目

◆みんなができること◆

- 地産地消に関心を持つようにします。
- 地元産の特産物を活かした調理や加工品づくりを考えます。

基本政策の方向性

商業地の活性化に向けた取り組みや商工会活動への支援など商業の振興に努めるとともに、各種制度等を活用した企業誘致の推進を図ります。

現況と課題

- 地域商業において、近年は郊外型の大型店出店等が進み、地元の小売商店の廃業・倒産や交通渋滞、さらに消費者による商品選択機会の減少など、地域の経済に少なからぬダメージを与えています。そのような中で、地域のコミュニティづくりの一環として、地域の商店街の活性化やその商店街を担う人材育成を進め、地域に根付く商店街として再生させる取り組みも始まっています。
- 地域の工業振興においては、一定の地域に相互に関連性が深い企業が存在することによるメリットを生かした産業立地を図ることが注目されています。このような産業の集積が進むことで、効率的な分業が図られ、情報の収集が容易になる、などといった好影響により技術力向上や生産性向上等の改革が促進されると認識されています。
- 本町においては、商店の多くが家族経営型の小規模店舗であり、近年、周辺都市における大型店出店等の影響もあって、商店数及び年間販売額は減少傾向にあります。また、本町の工業では、製薬業が大きな割合を占め、田辺三菱製薬グループ吉富地区事業所では医薬品や医薬原薬などの製造を行っており、今後も町の基幹産業として安定的な事業展開が期待されます。
- 前期基本計画期間においては、商工会を中心とするプレミアム商品券の発行や、「ミニの日」などのイベントの開催や関連商品の販売促進を支援しました。また、県と京築地域の市町が連携して進める「京築ブランド」の構築事業に対する町内の事業者の参加を支援しました。
- 工業については、企業や事業者からの立地や増設の相談に対し、町の企業立地奨励金、企業立地促進法の集積区域内での立地企業等への課税免除制度や、県の企業立地促進交付金、国税の特別償却制度等の制度などの情報提供を行っています。
- これからの中期基本計画期間においては、地域との連携による地域商業の形成や、中小企業の振興を図るための施策拡充を行います。また、工業振興としては、企業立地促進法の集積区域（田辺三菱製薬グループ敷地）への増設計画が相次ぎ、今後数年間に町の奨励措置、課税免除を行うことが決まっていることから、立地企業等への奨励措置を継続して実施します。



町内事業所の出店や多彩な催しで賑わう「よしみワッショイ春まつり」

主要施策

(1) 商業・商業地の活性化

町の中心であり玄関口でもあるJR吉富駅周辺部の有効利用による商業施設の進出を誘導し、活性化を図ります。

また、地域との連携による空き店舗の活用等により、商業地としての活性化や商店を担う人材育成を進めます。

①吉富駅前の活性化

- 本町の玄関口としてのJR吉富駅前地区のにぎわいを創出するため、創業を目指す方へのチャレンジショップ施設の設置や商業施設の誘致等に取り組み、駅前の活性化を推進します。

②空き店舗への入居支援

- 地域や商工会との連携により、空き店舗情報の提供や入居者の支援等を通じて創業支援等の施策の拡充を進め、町の商業の活性化を図ります。

(2) 商工会等関係団体との連携・支援

商工会等との連携を強化するとともに、取り組みへの支援を行い、商工業の振興を図ります。

①商工会への支援

- 商工会への人的・経済的支援、または商工会が実施している地域おこし活動等への支援を通じて商工業の活性化を図ります。
- 個人消費を喚起し、消費者の生活支援と消費購買力の流出防止、町内各事業所の売上向上を図ることで地域経済の活性化を図ることを目的とするプレミアム商品券発行事業に対する支援を行います。

(3) 企業への支援

町の企業立地奨励金交付制度、企業立地促進法に基づく課税免除の制度の活用や、企業誘致の推進により、町内企業の拡大及び町外企業の新規立地を促進します。また、町内企業の事業拡大に向けた支援等を行い、町内企業の発展を推進します。

①町の企業立地奨励金、企業立地促進法に基づく課税免除制度の周知

- 制度の周知を行い、既存の町内企業の拡充や、町有地ならびに民有地への企業立地を促進します。

②町内企業への事業の拡大に向けた支援の実施

- 町のホームページ等を通じたPR活動の実施や、事業者に対する販路の拡大支援、特産品開発の協力等を行い、事業の拡大を目指す事業者を支援し、町内企業の発展、拡大を促進します。
- 経済的環境の変化に即応して中小企業が新たな事業活動の促進を図るための経営革新計画に対し支援する経営革新計画認定事業所助成金事業を行います。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
チャレンジショップ設置数（新規）	－	3店舗
経営革新取得事業所への助成件数	年間2件	年間2件

◆みんなができること◆

- 町の産業への理解を深めるとともに、地元の商店や地域で育まれた産物・商品を利用するようにします。

基本政策の方向性

農業、漁業の後継者育成や商工業者の新規誘致等において、新たな「しごと」を創出する観点からの起業支援を行い、特に若い世代の雇用促進及び地域への人口定着を推進します。

現況と課題

- 我が国における事業所の開業率（特定の期間において、新規に開設した事業所数の総事業所数に対する割合）は欧米の半分程度にとどまっており、特に地域における開業率は低迷しています。こうした状況の中、産業競争力強化法等により、地域の起業を促進させる施策として、市区町村が民間事業者と連携し、起業支援を行っていく取組などが進められています。
- 本町を含む京築地区の4町（みやこ町、築上町、吉富町、上毛町）では、役場の起業支援担当者と、各町の商工会の職員とで「京築創業応援団」を構成し、各町で策定された「創業支援事業計画」に基づき、京築4町で起業する事業者の起業支援を行っています。
- また、農業の起業に向けたパイプハウス設置の助成制度や野菜や果樹など園芸品目へ栽培の転換を促進するための高補助率の助成制度を新設しました。
- これからの中期基本計画期間においては、起業を検討する事業者に対して、地域情報や支援策等の情報提供を行うとともに、地域特性を打ち出せる顧客価値の高い事業メニューづくりのほか、チャレンジショップの実施や低利な融資、補助金等のあっせんなどを行い、関係機関と連携して起業支援を進める必要があります。

チャレンジショップ事業

品目	相場(10a)
イチジク	25.0万円
イチゴ	177.0万円
トマト	22.0万円
ブロッコリー	12.2万円
花菜	16.2万円
レタス(きどり)	14.7万円
たかな	4.1万円
スイートコーン	21.4万円
ごぼう	43.6万円
なす	29.7万円
赤大根	14.3万円
シンテツボウユリ	75.4万円
八宝タン	94.2万円
オイトウ	99.3万円

農業起業家応援プロジェクト

主要施策

(1) 町内における起業の支援

京築地区の4町と各町の商工会の連携による「京築創業応援団」の活動や、町独自の取り組みを通して、地域内での起業を検討する事業者への各種情報提供や、起業に向けた支援を行います。

①町内における起業の支援

- 起業支援の相談窓口を役場内に設置し、起業を検討する事業者が迷わず相談できる場所をつくります。
- 商工会との連携により、経営支援ノウハウのある商工会のセミナーや個別相談等を通して、便利で有益な起業情報を提供します。
- さらに、起業希望者に対して、支援制度の情報提供を行うなどにより、町内での起業を支援します。
- チャレンジショップ事業を実施し、創業を目指す方に実際に一定期間店舗経営を経験してもらい、本格的な創業に向けたきっかけづくりを行います。

(2) 事業者等の誘致の推進

町内での起業促進やその事業者等の誘致を推進するために、町ホームページ等を活用した情報提供等を進めます。また、誘致のための支援制度の構築を検討し、町内への事業者の進出を促進します。

①事業者等の誘致の推進

- 町ホームページに事業者が進出するための候補地を掲載するなど、事業者誘致の促進に努めます。特に町内の空き店舗や土地についての情報提供を行います。
- さらに、商工会等との連携を進め、本町の立地条件や住み良さ、魅力などの情報提供を進めるとともに、地産地消・ブランド化などを推進し、事業者等の誘致を図ります。
- 町内に進出する事業者向けの支援制度の構築を検討し、町内への事業者の誘致を促進します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
京築創業応援団主催の創業塾参加事業者数（新規）	—	毎年3事業者
町内創業事業者（新規）	—	毎年3件

◆みんなができること◆

- 町の産業への理解を深めるとともに、町内での買い物や飲食に関心を持ちます。

基本政策の方向性

農業と漁業、商工業の連携により、新たな活力の創出と再生に向けた取り組みを支援します。また、地元の知恵を活かした製品の6次産業の推進による高付加価値化や雇用の創出に向けた取り組みを支援し、経済波及効果の創出を目指します。

現況と課題

- 我が国の農林水産業は、所得が半減し高齢化が進む中、新しい担い手が増えず、極めて厳しい経営環境に直面しています。また、地域の商工業者は、近年の経済構造の変化の中、さらに生産性を向上させる新たな事業展開が必要となっています。これら農林水産業と商工業の連携により、経営資源の融合や新しい商品開発、新たな雇用形態の開拓、プロ農業経営法人の育成等を図ることで「成長産業」への転換を目指す動きが活発化しています。
- 本町においても、農業・漁業・商業・工業それぞれの特色を活かし連携を図りながら、本町でしかつくれない特産品の開発、さらにその特産品の販売や流通を促進する場の整備等により、既存産業の活性化によるまちおこしを図っていく必要があります。
- 前期基本計画期間においては、農業・漁業・商業者それぞれ独自の活動は行われましたが、新たなものづくりのための連携した活動までには至っていません。
- また、特産品の販売拠点となる直売所の設置には至っておらず、ブロッコリー、スイートコーン等の振興作物や水産物の安定的な供給ができる基盤整備も十分ではありません。
- これからの中期基本計画期間においては、九州で一番小さな自治体としての本町の地域特性を生かしながら、農水産物加工による地域ブランドの創出に向けて各業種との連携強化を進める必要があります。さらに、振興作物作付け拡大の推進、水産物の安定供給のための更なる支援拡充と併せて、直売所設置についても検討を進める必要があります。



町のブランド「美（うつくし）だいこん」を使ったアイデアレシピ

主要施策

(1) 各種産業の連携による新たなものづくりの検討

新たな地場産品の創出やブランド化の促進を図るとともに、関係機関と連携し、販路の開拓や地産地消の促進、ICT*の有効活用など、活力ある産業振興を図ります。

*ICT:Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略であり、情報通信技術のこと。

①新たなものづくりの検討支援

- 農業・漁業・商業者が一体となって吉富ブランド創出に向けた調査研究を行う機会を設けます。特に、水産物加工による地域ブランドの創出に向けて各業種との連携を強化し、6次産業化を図ります。
- 商工会を中心とした産業振興に向けた取り組みを行っている組織を支援し、新たなものづくりの拡大を図ります。
- 町のホームページ等において、町の特産品等を広く内外にPRすることで、ブランドイメージの向上や販路の拡大等を支援し、町内産業の振興を図ります。

(2) 直売所の設置

産業の活性化を図るため、地元農産物、水産物、加工品を販売する直売所の設置に関する検討を行います。

①直売所の検討

- 町内の産業活性化を図るため、商工会・農協・漁協との更なる連携強化による直売所の設置に向けた研究・検討を行います。

◆みんなができること◆

- 町の産業への理解を深めるとともに、町内産品に関心を持ちます。



JA築東ふれあい市



農産物直売所 銀杏の木

基本政策の方向性

近隣自治体や関係団体と連携のもと、歴史・文化、自然などの様々な地域資源を観光振興に活用し、町のにぎわいづくりを進めます。

現況と課題

- 我が国の近年の観光動向は、特に外国人による訪日旅行者数の増加が著しく、過去最多の規模となっています。このような中、九州では、官民挙げての海外プロモーションの取組等が推進され、平成26年の外国人入国者数は前年比33.2%増の167万人となり、地域固有の日本的な歴史・文化を活用した観光振興の更なる進展が求められています。
- 本町においては、代表的な観光資源として、4年に1度行われる、八幡古表神社での細男舞・神相撲があげられ、「神様が相撲をとるまち」として今日まで伝承してきました。また、町内に存在する貴重な歴史・文化資源についても、散策ルートやマップを作成し、周知に努めています。
- 前期基本計画期間においては、観光パンフや散策マップの制作、ホームページでの旬な観光情報の提供を行うとともに、ふるさとセンター内での町内物産紹介など、観光情報の発信を行ってきました。
- また、京築連帯アメニティ都市圏構想の「産業の力」向上プロジェクトにおける「訪れたい京築」づくりとして、京築地域の各市町がツアー（日帰りバスツアー、体験ツアー）を掲載したリーフレットを作成しました。また、神楽や物産を主体とする各種イベントを実施しています。
- これからの中期基本計画期間においては、インターネットを活用したPRや近隣の道の駅の情報コーナーにパンフレットを配置するなど、積極的に情報提供を行うとともに、本町の玄関口であるJR吉富駅（ふるさとセンター）等で文化・歴史・名所・特産物などの情報発信を継続拡充していくことが必要です。あわせて、近隣自治体を実施するイベント情報等を相互に掲載し、広域的なPR活動を実施していくことも検討が必要です。



八幡古表神社の細男舞・神相撲

主要施策

(1) 観光・レクリエーション資源の活用推進

本町特有の歴史・文化や自然などを観光資源として町内外に発信し、活用することで、本町ならではの観光の確立を目指します。

①観光・レクリエーション資源の活用による観光振興の推進

- 町に住んでいると気づかない、町外の方が訪ねたい体験したいと感じるような、既存の町の観光資源を再度見つめ直し、町の良さや魅力を再発見し、その活用を推進します。
- 近隣の道の駅の情報コーナーにおける観光パンフや散策マップの配置、ホームページでの観光情報の提供、駅構内の待合室(ふるさとセンター)内での観光情報発信などにより、広く町内外にPRし、観光振興を図ります。

(2) 新しい観光資源の創出

広域的な観光客誘致を目的として、本町における既往の歴史・文化・自然などの観光資源と連携させながら新しい観光資源のあり方を検討し、その実現に向けた取り組みを推進します。

①新しい観光資源の創出による観光振興の推進

- 全国的な観光動向を踏まえながら、本町の地理的な位置づけや町内の観光資源を活かしかつ連携した、新しい観光資源の開発を検討し、その具体化に向けた取り組みを推進します。

(3) 地域活性化に関する広域的施策の推進

京築連帯アメニティ都市圏推進会議の事業等を活用し、広域的なPR活動に取り組みます。

①近隣自治体と連携した広域的なPR活動の実施

- 京築神楽を活かした神楽の里づくりなど、京築連帯アメニティ都市圏構想での京築地域で行うPR活動の実施や近隣で発行しているフリーペーパーへの掲載を引き続き実施します。また、近隣市町の情報を相互に掲載する広域的なPR活動の実施も視野に含め、進めていきます。

◆みんなができること◆

- 自分の町を知り、大切に思い、町の魅力を住民一人ひとりがそれぞれの方法で紹介します。



季節の彩りが楽しめる天仲寺公園

基本目録

5

人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

5 人々をつなぐ「仕組み」が輝くまちづくり

1. 住民自治、協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民自治の推進 (2) 地域コミュニティの育成 (3) 協働のまちづくりに向けた体制整備
2. 人権・男女共同参画のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権教育・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画の推進
3. 健全で効率的な行財政運営の推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 効率的な行政運営の推進 (2) 健全な財政運営の推進 (3) 適正な情報管理と情報公開 (4) 電子自治体の推進
4. 情報発信力の充実・強化 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広報・広聴活動の推進 (2) ホームページによる情報発信の充実 (3) 多様な媒体を活用した情報受発信の強化
5. 広域行政の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域行政に関する協力体制の強化

基本政策の方向性

行政と地域のこれまでの関係を協働の視点から再構築し、自治会をはじめとする町内の組織において、自主的な活動が持続的・発展的に展開されるよう、支援体制づくりに努めます。また、公民館などのコミュニティ活動の拠点となる既存施設の有効活用に努めます。

現況と課題

- 住み良い地域をつくるためには、行政の活動だけではなく地域住民同士のつながりや助け合いが不可欠であり、自治会・町内会が地縁のつながり等による代表的な地域コミュニティとして、住みよいまちづくりに非常に大きな役割を果たしています。また、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない場合、または住民だけでは解決できない場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする、住民と行政の協働によるまちづくりが必要となっています。
- 本町には、20の自治会があり、それぞれの地域で自治会長を中心とする自治会活動が行われています。
- 前期基本計画期間においては、地域の課題を地域で解決するその実施主体としての自治会の活動拠点である地区公民館等の施設維持に対する助成を行うことにより、持続した地域コミュニティ活動を促進しています。
- また、住民主導のまちづくりを推進するため、自治会活動を中心として自治意識の向上を図っており、さらに、町内の団体が実施する地域コミュニティ活動に対して補助金を交付し、住民参加のまちづくりを促進しています。
- これからの中期基本計画期間においては、地域の課題は地域で解決するという住民自治をさらに進めていくために、まちづくりに関わる団体間の連携・体制づくり、人材育成への支援等が必要となります。また、住民が積極的にまちづくりに参画していくため、地域と行政が必要な情報を共有し、互いに連携・役割分担を図りながら、協働のまちづくりを進めていく必要があります。



自治会主催のどんど焼き

主要施策

(1) 住民自治の推進

地域コミュニティの中心として活動する自治会に対して必要な支援を行うとともに、活動の拠点である各自治会公民館の維持・継続を支援し、住民自らの活動による住民自治の推進を図ります。

①自治会への支援

- 自治会による地域内の公園や道路・水路の維持管理活動等、各種のまちづくり活動への支援を行い、地域と行政の協働によるまちづくりを推進します。
- 現在実施している区振興事業補助を継続し、地区公民館の施設の維持費に対する支援を行います。

(2) 地域コミュニティの育成

地域において自主的なコミュニティ活動を実施する団体の育成を図ることにより、住民でできることは住民で行う元気で明るいまちづくりを推進します。

①明るいまちづくり活動の推進

- 町内の団体が社会的・地域的な課題に取り組む、元気で明るいまちづくり活動に対して支援を行います。
- 地域内における住民同士の交流を促進し、地域の高齢者や子どもたちの見守り活動を支援するなどして、地域コミュニティの育成による安全安心なまちづくりを推進します。

(3) 協働のまちづくりに向けた体制整備

協働のまちづくりに必要な人材の育成を図るとともに、様々な分野で活動するまちづくり団体同士が交流することのできる場や機会の提供・充実に努めます。

①地域コミュニティ団体の交流会の実施

- 各種研修会、講演会、団体の事例発表、ワークショップへの参加機会を提供し、地域コミュニティ団体のまちづくり活動を支援します。

◆みんなができること◆

- 日頃からお互いに声かけや見守りをして、住民同士のつながりを強めていきます。
- 自分の地域に関心を持ち、日頃行われる行事や活動には積極的に参加します。
- 他の地域で活動している団体と交流して、そこで得たヒントを自分たちの地域づくり活動に活かします。
- 行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加します。

基本政策の方向性

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう、教育・啓発を進めます。

また、男女が対等なパートナーとして、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、あらゆる分野の活動に参画し、その能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。

現況と課題

- すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神を養うことが不可欠であり、そのための人権教育・啓発は大変重要です。
- 特に、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される、とする男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについては、国はもとより自治体も地域の特性を活かした取り組みを推進することが強く求められています。
- 本町でも、人権相談や学校教育における人権教育の推進などに取り組んでいますが、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンスなど新たな課題への対応も必要となっています。
- また、本町町民の男女共同参画社会に関する認識度は平成25年度では4.7%に留まっていますが、平成26年度時点における各種審議会等委員会への女性登用状況は23.5%となっています。
- 前期基本計画期間においては、人権問題に関する教育・啓発活動を継続的に行ないました。男女共同参画社会への取り組みとしては、各種審議会等における女性登用を積極的に進め、男女共同参画への意識づくりを推進するとともに、平成26年度に「吉富町男女共同参画基本計画」を策定し、平成30年度までの基本目標を定めて取り組みを進めています。
- これからの中期基本計画期間においては、人権教育に継続的に取り組み、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場を通じて、人権問題に関する教育、啓発活動を実施することが必要です。また、吉富町男女共同参画基本計画に沿った施策、啓発事業に継続して取り組み、あらゆる分野において男女がともに参画できる機会の拡充などを進めることが必要です。



人権講演会

主要施策

(1) 人権教育・啓発活動の推進

すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、行政内部はもとより、学校・家庭や地域、職場などのあらゆる場を通じ、各人権問題に関する教育・啓発を効果的・継続的に実施します。また、本町の状況に即した人権教育・啓発を推進するため、関係機関や団体との連携を強化します。

①人権教育・啓発活動の推進

- すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、人権問題に関する教育・啓発を効果的・継続的に行ないます。特に、街頭啓発をはじめ講演会を開催するなど啓発活動に重点的に取り組みます。

(2) 男女共同参画の推進

「吉富町男女共同参画基本計画」に沿った施策、啓発事業に継続して取り組み、あらゆる場において男女がともに参画できる機会の拡充を推進します。

①男女共同参画への意識づくり

- 男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、男女がともに社会を担う意識づくりを促進します。

②男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- 幼い頃からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進します。
- 男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

◆みんなができること◆

- 人権問題について理解を深め、一人ひとりの人権を尊重し、行動に結びつけていきます。
- 性別による固定的な役割分担を見直します。



男女共同参画基本計画

基本政策の方向性

住民から信頼される行財政運営を行うために、職員の資質の向上及び能力の活用を図り、効果的・効率的な行政運営や健全な財政運営を推進します。また、多くの個人情報扱う行政として安全な個人情報管理を徹底するとともに、住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、情報公開の推進に努めます。

現況と課題

- 平成12年の地方分権一括法施行により国と地方の役割分担が明確化されて、地方公共団体は、それまで以上に、自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められるようになりました。その後の厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、地方公共団体は、簡素で効率的な行財政システムを構築し、公共サービスの質の維持向上に努めるなど、住民との対話の中で自主的に行財政運営を推進することが必要となっています。
- 本町では、財政における将来負担比率や実質公債費比率が県平均を下回り、県内市町村と比較しても良好な財政状況を維持している中、平成25年3月には「第6次吉富町行政改革実施計画」を策定し、行政改革のさらなる推進に取り組んでいます。
- 前期基本計画期間においては、第5次及び第6次の行政改革実施計画に基づく目標に向けて行政改革に取り組み、毎年、行政改革推進委員による点検・評価を受けるとともに、その進捗状況を住民に公表しています。
- 財政健全化については、第4次総合計画の事業実施財源の裏付けとして第2次財政計画を作成し、毎年、財政検討委員会による点検・評価を受けて次年度以降の財政運営に役立てるなか、その健全化をおおむね達成しています。
- 行政情報については、原則公開の精神により情報公開を行って、町の説明責任を果たすとともに、住民参加による行政運営を促進しています。
- 各種情報通信技術の導入による電子自治体化については、効率的な行政運営を可能にするためのシステム導入や外部機関との連携について検討し、行政事務電算システムのクラウド化に取り組みました。
- これからの中期基本計画期間においては、引き続き行政改革を推進するなかで、全職員が一丸となり各課横断的に業務を行うとともに、職員の資質や業務遂行スキルの向上、意識改革を進めて効率的・効果的な行政運営を図る必要があります。
- 財政健全化への取り組みについては、今後も下水道事業をはじめ、公共施設の老朽化に伴う施設の更新や修繕など大きな財政負担が見込まれることから、引き続き計画的な財政運営を心がけていく必要があります。
- また、情報公開条例の適正な運用を進めるとともに、行政事務における情報化を推進し、電子自治体としてサービスを提供できる体制を整備する必要があります。

主要施策

(1) 効率的な行政運営の推進

不漸の行政改革を実施することにより、時代に即した効率的・効果的な行政運営を推進します。

①行政改革実施計画の推進

- 吉富町行政改革実施計画について、毎年取組状況の点検評価を行うなどして実施計画の確実な推進を図ります。また、3年に1度内容の見直しを行います。

②行政評価システムの導入

- 第4次総合計画中期基本計画の進捗管理として、毎年、その施策実施の点検評価を行う行政評価システムを導入し、効率的な行政運営を推進します。

③庁舎機能の充実

- 老朽化し、手狭になりつつある役場庁舎について、住民の行政サービスに対するニーズ拡大への対応や、電子自治体等の時代に即した新たな行政システムに柔軟に対応するために、住民サービスのための新たな設備の導入や、庁舎の増築・建替え等を検討するなど、庁舎機能の充実を図ります。

④公共施設総合管理計画の策定と推進

- 吉富町が所有する公共施設について、住民ニーズや費用対効果、将来更新コストなどの面から今後のあり方を整理した「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画に基づいた公共施設の維持・更新等を推進します。

(2) 健全な財政運営の推進

計画的な事業推進を考慮した財政運用の実施に向けて、財政健全化計画を全面的に見直します。

①財政計画の見直し

- 総合計画の中期基本計画作成に伴い、第2次財政計画の内容の見直しを行い、中期基本計画に掲げた財源の裏付けと財政の健全性の維持を図ります。

②固定資産台帳の整備と統一的な基準による財務書類の活用推進

- 町所有の土地・建物、インフラ施設等の町有財産に関する「固定資産台帳」の整備・運用を行うとともに、国が示した統一的な基準による財務書類を作成してその活用を推進します。

③実施状況の点検・評価

- 町の財政状況や第2次財政計画の進捗状況について、引き続き毎年の点検・評価を行います。また、総合計画における行政評価システムの構築に対応して、行財政運営を評価する新たな組織のあり方について検討します。

(3) 適正な情報管理と情報公開

情報公開条例を適正に運用し、広報誌や町ホームページを活用した情報公開や交際費の公表など情報公開施策の推進を図ります。

吉富町情報セキュリティポリシーの徹底に努め、人的理由による情報流出を防止するとともに、吉富町個人情報保護条例の浸透を図り、業務で使用する情報の適正な管理運用に努めます。また、情報保護に関する効果的な研修会のあり方について検討します。

①情報公開条例の適正運用

- 情報公開条例の適正な運用による情報公開により、町の説明責任を果たすとともに住民参加による行政運営を促進します。

②交際費の公表

- 閲覧及びホームページへの掲載などにより、交際費を公表します。

③吉富町情報セキュリティポリシー・個人情報保護条例の適正運用

- 吉富町情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の適正運用を職員に徹底し、人的理由による個人情報の流出を防ぎます。
- 高度化・多様化する情報技術に対応するためにセキュリティポリシーや個人情報保護条例を適宜更新します。

④職員を対象とした情報セキュリティ研修の継続的な実施

- 情報セキュリティ対策を浸透させるため、継続的な研修により、職員一人ひとりの情報セキュリティ意識の向上、意識改革を図ります。

(4) 電子自治体の推進

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、情報化や電子自治体を推進します。

①業務の効率化のためのシステム導入

- 費用対効果を勘案しながら、効率的な行政運営を可能にするためのシステム導入や外部機関との連携を推進し、事務の効率化及び経費削減、さらに、災害時におけるリスク回避等に対応できるシステムとして整備します。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
町財政の経常収支比率	86.7	86.7
情報漏えい事故件数	0件	0件

◆みんなができること◆

- 行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加します。

基本政策の方向性

住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指して、広報・広聴活動の充実を推進するとともに、多様な情報手段を活用した情報発信の強化に努めます。

現況と課題

- 自治体による情報発信については、これまでの広報活動等による正確な行政情報の伝達に加えて、住民の参加や協働に向けた周知、募集、啓発等の情報提供があり、今後のまちづくりや災害対応等において住民との協働を促進させるための後者の情報発信が重要視されてきています。
- また、この情報発信に用いる通信手段（通信媒体）についても、インターネットのホームページやツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディア（双方向の情報交流が可能な通信手段）の活用など、多様な通信手段の活用が広がってきています。
- 本町では、これまでも、広報誌の発行等による情報発信とあわせて、住民の意見を行政に反映させるための様々な広聴の取り組みを進めてきました。
- 前期基本計画期間においては、広報よしとみの発行及び町ホームページの運営による情報提供と合わせて、住民と行政が直接意見交換を行う行政懇談会の開催や、町民ご意見箱の設置、町ホームページにおける投稿欄の開設などの広聴活動も取り組んできました。
- これからの中期基本計画期間においては、開かれた行財政運営の推進及び協働のまちづくりを進めるために、多様な通信手段を用いた広報・広聴活動の充実により住民との情報共有や協働のまちづくりを進めるとともに、より広域的な情報発信により本町の特色や魅力を伝達し、人口の定着や観光振興等を促進していくことが求められます。



広報よしとみ（2016年1月、2月号）

主要施策

(1) 広報・広聴活動の推進

広報・広聴活動を推進し、住民のアイデアや意見を行政に反映させる仕組みをつくとともに、住民が積極的かつ主体的に参加できるまちづくりを目指します。

①行政懇談会の実施

- 住民の意見を反映した行政運営を行うため、町長、教育長、全課長が町内全地区に出向き住民と直接意見交換を行います。

②パブリックコメント制度の導入

- 町の各種政策に関する計画等を策定する際には、町ホームページ等で計画案等を公表し、住民の意見を行政に反映させるパブリックコメント制度(意見提出制度)を確立します。

③広報よしとみと町ホームページの有機的な連携

- 毎月発行する広報よしとみと町ホームページの有機的な連携を図ることで、広報活動の強化を図ります。また、ホームページでの意見募集などにより町民の意見を行政に反映させる仕組みを構築します。

④議会だよりの発行

- 町議会の議会運営や議員による活動等を紹介する議会だよりを、住民向け広報紙として発行するとともに、町ホームページで情報配信を行います。

⑤議会報告会の実施

- 住民の意見を反映した議会運営を行うため、議員による報告会を開催し、住民と直接意見交換を行います。

(2) ホームページによる情報発信の充実

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、町ホームページのリニューアルを行い、情報発信の充実を推進します。

①ホームページのリニューアル

- 高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、ホームページをリニューアルし、様々な町情報の宣伝手段として、また本町に関する多様な情報交流の場として活用し、様々な情報を町内外に発信します。
- 子育てや観光、移住定住促進など特に町内外にPRしたい情報について、特設のサイトを構築し、積極的に情報発信を行います。

(3) 多様な媒体を活用した情報受発信の強化

効率的な行政運営や高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、新しい通信手段(通信媒体)を活用して、情報発信の充実を推進します。

①SNS等の新しい媒体による情報の受発信

- 高度化・多様化する住民ニーズに応えるため、ツイッター、フェイスブック、ラインなどのSNSの活用により、様々な情報を町内外に発信するとともに、住民からの意見や情報を受信する手段としても活用します。

②多様な媒体を活用した多方面への情報発信の充実

- コミュニティラジオ局や地域内のフリーペーパー、インターネットの動画サイトなど、多様な媒体を活用した情報発信を積極的に行い、町内外への情報発信の充実を図ります。

成果指標

指標の内容	現況値	目標値
住民等からの意見投稿数	月5件	毎月20件
町公式ホームページのトップページアクセス件数	月6,000アクセス	毎月10,000アクセス

◆みんなができること◆

- 多様な媒体により町が発信する情報を確認し、日常的な暮らしや活動に活かします。

基本政策の方向性

消防・救急医療・し尿・ごみなど他市町と連携して処理することが効率的な事務事業は、一部事務組合、広域連合などを設置し、広域的に取り組みます。

また、広域的な見地に立って企画調整することが効果的な事務事業についても協議会等を設置し、一体となって地域全体の活性化を図ります。

現況と課題

- 多くの市町村で、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られています。個々には規模、地理的条件等の事情が異なる複数の地方自治体が、広域的な連携の仕組みである広域行政を積極的に活用し、協力して事業実施することで、より効率的でかつ質的にも向上した事業が可能となります。
- 本町では、消防救急、休日急患を京築管内2市5町で構成する京築広域市町村圏事務組合で、ごみ処理を豊前市外2町清掃施設組合で、し尿処理・火葬業務を吉富町外1町環境衛生事務組合で一部事務組合を設置し共同処理しています。また、介護保険については福岡県介護保険広域連合において共同運営しています。
- 前期基本計画期間においては、これらの一部事務組合等で広域連携による広域行政を実施しました。また、福岡県と一体となって進めている「京築連帯アメニティ都市圏構想」の取り組みでは、京築地域の市町が共同で情報発信やイベント等を行いました。特に、京築神楽の「東九州神楽人の祭典」では、宮崎県の神楽団体とコラボレーションを実施する等、広域的な文化交流を行っています。さらに、京築地域にて「京築地域医療再生計画」を策定し、広域連携のメリットを活かした地域医療体制の整備に取り組んでいます。
- これからの中期基本計画期間においては、より効果的な広域行政の推進を図るため、既存事務の定期的な見直しを行うとともに、広域連携により効率化できるものについては、近隣自治体と連携し、事務の共同化に取り組む必要があります。また、地域の特色ある発展のため、県際間の交流も積極的に行うことが重要です。

主要施策

(1) 広域行政に関する協力体制の強化

京築広域圏消防本部による消防救急業務や学校、し尿、ごみ処理など近隣との事務組合で協力して行っている業務の充実を図り、広域連携による住みよいまちづくりを推進します。

また、近隣市町村と連携したイベントの実施や情報発信等を行い、広域的な地域活性化施策を推進します。

① 広域連携の強化・充実による業務の効率化

- 消防救急業務、学校、し尿、ごみ処理等に関して、広域連携による機能強化、充実を図ります。また、新たな広域連携について調査研究を行います。

② 地域活性化に関する広域的施策の推進

- 「京築連帯アメニティ都市圏推進会議」の活動等を通じて、「京築ブランド」の創出による物産振興をはじめ、共通の文化資源である京築神楽を活用したイベントの開催等による観光振興等を推進し、地域全体の活性化を図ります。

◆みんなができること◆

○近隣の町との交流を深めて、住みやすい京築地域づくりに協力します。

資料編

(1)吉富町民憲章

(2)中期基本計画の策定について

- ①総合計画審議会規則／総合計画策定委員会規程
- ②総合計画審議会委員名簿／総合計画策定委員会委員名簿他
- ③諮問書及び答申書
- ④総合計画中期基本計画策定に係る審議会等経過

(1) 吉富町民憲章

吉富町民憲章

昭和57年5月19日

わたしたちは、天地の恵み豊かなこの吉富町に誇りを持ち、わたしたちの手で、平和な明るい住みよい町にするため、ここに町民憲章を制定します。

- 1 自然の恵みに感謝し、環境をととのえ、潤いのある町をつくれます。
- 1 教養を深め、伝統を重んじ、文化の香り高い町をつくれます。
- 1 勤労を尊び、産業を伸ばし、豊かで活力ある町をつくれます。
- 1 スポーツに親しみ、心身を鍛え、健康で明るい町をつくれます。
- 1 人を大切にし、町を愛し、平和で住みよい吉富町をつくれます。



町の木「もくせい」



町の花「さつき」

(2) 中期基本計画の策定について

① 総合計画審議会規則 / 総合計画策定委員会規程

吉富町総合計画審議会規則

昭和47年1月7日
規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉富町附属機関に関する条例(昭和46年条例第120号)第3条の規定により吉富町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、吉富町総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) その他

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課で処理する。

(委任規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年6月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年7月5日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

吉富町総合計画策定委員会設置規程

平成12年1月4日
訓令第1号

(設置)

第1条 吉富町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に必要な事項の審議及び調整を行うため、吉富町総合計画策定委員会(以下「計画策定委員会」という。)を設置する。

(事務)

第2条 計画策定委員会は、次に掲げる事項について審議及び調整を行う。

- (1) 総合計画に関する事項
- (2) その他総合計画策定に関する事項

(組織)

第3条 計画策定委員会は会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、教育長及び課長をもって充てる。
- 5 前項の規定に関わらず、その他町長が特に必要と認めたものを委員に充てることができる。

(計画策定委員会の開催)

第4条 計画策定委員会の会議は会長が招集し、議長となる。

(ワーキンググループ)

第5条 計画策定委員会の補助機関としてワーキンググループ(以下「グループ」という。)を置く。

- 2 グループは、会長が選任するメンバーと企画財政課長により構成する。
- 3 グループの総括者は、企画財政課長をもって充てる。

(庶務)

第6条 計画策定委員会及びグループの庶務は、企画財政課が処理する。

(委任)

第7条 前項までに定めるもののほか計画策定委員会及びグループの必要事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年1月 12 日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

② 総合計画審議会委員名簿 / 総合計画策定委員会委員名簿他

■ 吉富町総合計画審議会 委員名簿

(敬称略、氏名50音順)

氏名	所属団体名	役職
石井 厚	吉富町体育協会	
岩谷 三恵子	吉富町男女共同参画審議会	副会長
梅津 光文	吉富小学校PTA	
梅津 義人	吉富町社会福祉協議会	
太田 東機	吉富町寿会連合会	
奥家 信弘	吉富町農業委員会	
川野 大紀	吉富町行政改革推進委員会	
是本 信義	吉富町財政検討委員会	会長
多田 明廣	吉富漁業協同組合	
立澤 昌子	吉富町健康づくり推進協議会	
土屋 克子	よしみレディース	
出水 清子	吉富町民生委員児童委員協議会	
中家 章智	吉富町商工会	
野田 悦子	吉富町子ども・子育て会議	
野依 法子	吉富町都市計画審議会	
花畑 明	吉富町議会 (～平成27年4月30日)	
久永 正幸	吉富町交通安全指導員会	
丸谷 一秋	吉富町議会 (平成27年7月16日～)	
南 廣見	吉富町文化協会	
守口 薫	吉富町教育委員会	
守口 賢二郎	吉富町監査委員	
守口 澄良	吉富町自治会長会 (～平成27年3月31日)	
山口 数彦	吉富町自治会長会 (平成27年7月16日～)	
横川 清一	吉富町消防団	
若山 征洋	吉富町議会	

■ 吉富町総合計画策定委員会 委員名簿

職 名	氏 名
町長（会長）	今富 壽一郎
教育長	園田 陽一
総務課長	江河 厚志
〃（後任）	守口 英伸
健康福祉課長	上西 裕
住民課長	瀬口 浩
産業建設課長	赤尾 慎一
税務課長	峯本 安昭
会計課長	友田 博文
〃（後任）	田中 修
上下水道課長	赤尾 肇一
教務課長	田中 修
〃（後任）	江河 厚志
議会事務局長	奥邨 厚志
企画財政課長	奥田 健一

■ 総合計画策定委員会ワーキンググループ名簿

所 属	氏 名
総務課	守口 英伸 ・ 泉 智恵美（後任）
健康福祉課	小原 弘光 ・ 工藤 多津子
住民課	奥家 照彦
産業建設課	和才 薫 ・ 石丸 貴之
税務課	永野 公敏 ・ 曳汐 康浩（後任）
会計課	奥本 恭子 ・ 向野 正秀（後任）
上下水道課	鍛冶 幸平
教育委員会	瀬口 直美 ・ 岩井 保子
企画財政課	石丸 順子
総括者・事務局	奥田 健一 ・ 奥本 仁志

③ 諮問書及び答申書

吉企財第149号

平成27年3月26日

吉富町総合計画審議会

会長 是本 信義 殿

吉富町長 今富 壽一郎

第4次吉富町総合計画中期基本計画について(諮問)

吉富町総合計画審議会規則第2条の規定により、「第4次吉富町総合計画中期基本計画」について貴審議会の意見を求めます。

平成27年12月11日

吉富町長 今富 壽一郎 殿

吉富町総合計画審議会
会長 是本 信義

第4次吉富町総合計画中期基本計画について(答申)

平成27年3月26日付吉企財第149号で諮問のありました「第4次吉富町総合計画中期基本計画」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記について十分配慮されますよう意見として申し添えます。

記

1. 基本構想に掲げた将来像の実現に向け、本計画を広く周知し、町民と行政が連携・協力して積極的にまちづくりに取り組むこと。
2. 地方創生の推進にあたっては、町民の暮らしに配慮しつつ、本計画の主旨を踏まえ、町の特色を生かしたまちづくりを進めること。
3. 本計画で設定した成果指標の達成に向け、行政評価システムを確立し、着実に計画に掲げた施策を推進すること。

④ 総合計画中期基本計画策定に係る審議会等経過

年月日	事項
平成27年2月25日	第1回策定委員会及び第1回ワーキンググループ合同会議
平成27年1月19日～2月12日	住民意識調査（吉富町まちづくりアンケート調査）
平成27年3月20日	第2回策定委員会及び第2回ワーキンググループ合同会議
平成27年3月26日	第1回審議会（諮問）
平成27年5月22日	吉富町長トップインタビュー
平成27年6月1日～6月4日	庁内各課ヒアリング
平成27年7月23日	第3回策定委員会及び第3回ワーキンググループ合同会議
平成27年7月29日	第2回審議会
平成27年8月18日	第4回ワーキンググループ会議
平成27年10月2日	第5回ワーキンググループ会議
平成27年10月20日	第4回策定委員会
平成27年10月30日	第3回審議会
平成27年11月25日	第6回ワーキンググループ会議
平成27年12月4日	第5回策定委員会
平成27年12月11日	第4回審議会（答申）



吉富まちづくりビジョン

第4次吉富町
総合計画
中期基本計画

平成28年3月

